

平成30年度決算審査特別委員会（第3回）

令和元年9月13日（金曜日）午前10時00分開会

○付託案件

1. 各課の聴取について
 2. その他
-

○出席委員（16名）

委員長	川村主税	副委員長	川上弘一
委員	横田有一	委員	平松俊一
委員	池田誠悦	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	畑中静一
委員	長谷川生人	委員	上野武彦
委員	坂本繁	委員	澤出明宏
委員	中島勝也	委員	中川友規
委員	若山雅行	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（8名）

総務部長	釣谷隆士	総務部総務財政課長	悟楼司
総務部情報防災課長	若山みつる	総務部政策推進課長	中村雄司
総務部税務課長	広部美幸	会計課長	青山栄久雄
農業委員会事務局長	田中正彦	議会事務局長	関口順子

○本会議の書記

事務局 長 関口順子 書 記 妹尾洋兵

午前10時00分 開会

○川村委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、第3回平成30年度決算審査特別委員会を開催いたします。

横田委員と池田委員の遅参の届けがありましたので、御報告いたします。

まず、本日の日程のほうと、資料要求の確認をしたいと思います。

お手元に資料があるかと思えますけれども、本日の予定が、議会事務局から始まりまして、会計課、農業委員会、税務課、政策推進、総務財政課、情報防災課の順番になっていますけれども、まず、順番的に、こちらでよろしいかどうか、皆さん、どうですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 あともう一つ、資料要求、昨日、資料要求したものをまとめたものなのですが、この内容でいいかどうか。本日、まだ資料のほう、届いていませんので、とりあえず審査のほうを先に進めて、もしその中で、来た場合は、また追加で審査するというので、もし本日、間に合わなければ、後日、またさらに日程のほうに組み入れて、この部分に関してだけちょっとやりたいなと思っていますけれども、その点についてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 中身のほう、どうですか。一応お手元に2枚ありますけれども、1枚目のほうと、2枚目の。

田村委員。

○田村委員 私のほうからきのう言ったのは、総務財政課のほうで、町債の借入れと、町債というか、公債費返済の部分と二本立てでたしか言ったはずなのですよね。これ、償還……。

(発言する者あり) わかりました。いいです、いいです。

○川村委員長 いいですか。

○田村委員 見ないとわからない。済みません、わかりました。

○川村委員長 そうしたら、もし資料が出てきた段階で、ちょっと違うなとなったら、そのときにまた追加でもよろしいですか。

○田村委員 はい、済みません。

○川村委員長 あと、皆さんのほうで、何か抜けているとか、あれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。(発言する者あり)

事務局のほうからお願いします。

○関口議会事務局長 資料要求の別紙になっているものが、今朝、上野委員から出てきていたのですが、こちらについても委員会としての資料請求という形にするかどうか。

○川村委員長 資料要求の2枚目のほう、ちょっときょう出てきたものですから、改めてちょっと読み上げて、1番目の学校給食費の軽減の実施状況、対象児童数と軽減費用の実績が一つ。二つ目、大中山小学校建設に関して、各工事の費用と補助金、町債発行状況。三つ目、大沼の水質調査の結果と流入河川の水質調査の結果について。四つ目、水道、下水道の未整備地域の実態について。町有公共施設の建設年度と耐震性の有無の評価の一覧表が出てきているのですが、この点についてどうですか。

(発言する者あり)

済みません、これはちょっと後で訂正いたします。大変申しわけない。

事務局のほうから。

○関口議会事務局長 こちらの2番、3番についても、あくまでも30年度の数値ということでもよろしいでしょうか。

○川村委員長 上野委員、あくまでも30年度の決算委員会になりますので、30年度分に限ってのものであれば問題ないかと思うのですよね。それでよろしいですか。

○上野委員 できればと思ったのですが、いいです。

○川村委員長 よろしいですか。

○上野委員 ええ。

○川村委員長 では、30年度分ということでは。

○関口議会事務局長 あと、4番、5番についての、この辺について、30年度分というような……。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時11分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

上野委員からの資料要求について、1番、2番、3番については資料要求を行うということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

始める前に、今回の特別委員会のポイントといますか、進める上で、基本は、あくまでも平成30年度の決算、予算に関して質疑等行うということで、皆さん、まずよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 昨日、田村委員のほうからも、要点を絞ったほうがいいのではないかとこの部分の中で、私も、予備費の関係は、やはり前回は指摘事項があったにもかかわらず、今回もきちっとした利用の仕方というのですか、ちょっとどうかなという部分もありましたので、各課で予備費を計上している部分に関しては、少し絞って、どういう経緯で使われたものなのかとか、その辺はちょっと確認したいなと思っていますけれども、皆さん、どうでしょうか。(「いいですよ」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

田村委員もよろしいですか、そういう形で。

田村委員。

○田村委員 はい。それと、もう1点、決算の審査に向けて、きのう、どういう視点でという話をちょっとやったのですけれども、今も出ましたけれども、予算に対する、結果、どうなったのだと。30年度の政策編成後の予算という、これがありますよね。これ、予算のときに

出ましたよね。それから、建設工事のほうも出ましたよね。これをもとに、私、チェックしていったほうが早いのではないのかなと。この中身を見れば、こういうふうには、何々については、がん検診総合支援事業、国庫補助で74万3,000円だとかと、結構大雑把だけれども、出ているものだから、これが実際、やられたのかやられていないのか、あるいはまた、減額補正しているとか、増額補正しているとかという、なぜなのだという話にもなっていくと思うのです。ですから、これをベースに、これを見ていけば、細かいところまで全部一々聞かなくても、あらかたこれに基づいて我々が議決したのですよね、予算を、百四十億円というのを議決してスタートさせたという観点からすると、やっぱりこれに基づいて、この建設にも基づいてチェックして、そして、一定程度できているということであれば、おおむね実施しているという、僕は結論で構わないのではないかと。さらに、個々にいろいろな情報の中で見て、どうもおかしいというものがあれば、それはそれで確認すればいいけれども、我々は議会全体として、やはりこういうものに基づいて、一応チェックしていったほうが、時間的にもちょっと早いのではないのかなというふうに思います。ぜひそういう流れの中でやったほうが、今回、だめだったらだめで、また来年あるかもわからないけれども、とりあえずそうやらないと、期間的にも短い中で、チェックをしていくというのが、これで見れば、一定程度、早くチェックできるのかなという、そんな思いで、もしこういうものがあれば、事務局に用意してもらって、そして各委員に、これプラス、あとは施政方針だとか教育行政方針の考え方がプラスになれば、それでチェックしていけばいいのではないかと。あとはそれぞれ個人が持っている情報の中で、おかしいものがあれば、それはそれで別な形で聞いていけばいいのではないかなと。そうすることによって、少しでも早めと言えおかしいのだけれども、無駄のないような形で進められるのではないのかなと。

以上です。

○川村委員長 今、田村委員のほうからポイントについてお話が出たのですけれども、皆さん、どうですか。

畑中委員。

○畑中委員 いいと思いますよ、すごく。効果的だと思うのだけれども、今、それは前に渡されたけれども、今、持っていない。今、用意できますか。（「用意できます」「用意できるのだった」「いいですよ」「皆様の机の上に配付いたします」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時32分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

議会事務局の審査を行います。

事務局長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づいて説明をお願いいたします。

資料の内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでよろしいです。

それでは、お願いいたします。

○関口議会事務局長 おはようございます。

議会費のほうの説明をさせていただきます。よろしく願います。

それでは、ナンバー1のほうになります。事業名が議会費で、決算書は一般、50から51ページになります。当初予算額9,907万2,000円、補正予算額188万3,000円の減額、予算現額は9,718万9,000円に対し、支出済額9,657万2,236円で、不用額は61万6,764円となり、執行率は99.37%で、ほぼ予算どおり執行しております。補正の主なものは、整理予算であります。事業決算の具体的な内容については、記載のとおりであります。流用関係で、備品購入費で、委員会のマイクバッテリーが消耗したために、需用費、消耗品費から18節備品購入費へ3万3,000円流用し、購入しております。

議会費については以上でございます。

次に、ナンバー2の監査費の説明をさせてい

ただきます。決算書は一般の90から91ページになります。当初予算額157万円、補正予算額6万9,000円減額し、予算現額157万円に対し、支出済額156万7,681円、不用額2,319円で、執行率は99.9%で、ほぼ予算どおり執行しております。事業決算の具体的な内容については記載のとおりであります。

簡単ですが、監査費については以上でございます。

○川村委員長 ありがとうございます。

何か質問等ございましたら。

上野委員。

○上野委員 今、補正予算額が188万3,000円。この補正というのはどういう、3月議会、整理予算とありますけれども、どういう状況だったのかというのが1点。

それから、不用額が、会議録の調製委託料で42万3,000円、これも結構大きな金額になりましたけれども、この辺の発生事情について、ちょっと説明がなかったので、お願いします。

○川村委員長 議会事務局長。

○関口議会事務局長 整理予算につきましては、旅費の部分で、旅費が見込みよりも多く余る予定なので、その分の減額補正とか、今回の共済費の部分とか、金額的には、内容については、何が幾らということは、ちょっと今、押さえていないのですけれども、そういった見込みによって予算を落としているものでございます。

会議録の不用額につきましては、31年度の予算審査特別委員会が、いつもですと業者のほうに出しているのですが、こちらの部分、職員のほうで起こしたので、そちらの分が不用額として出ているということで御理解願います。

○川村委員長 上野委員。

○上野委員 会議録に関して、職員がやったということで、こんなに違いがあるのかなと思いましたがけれども、この整理予算に関してなのですから、基本的に、計画を立てて、これがいかなかったとかという、事業内容が変わったということでない、このような大きな内容に

ならないと思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○川村委員長 議会事務局長。

○関口議会事務局長 188万3,000円の内訳についてなのですけれども、先ほど言ったように、会議録の手数料の減額とか、交際費の部分でも達していない部分がありますので、極力見込んで、余剰というか、いかない部分については落としているということなので、それぞれ実績を積み上げていったことによって、見込み予算よりも大幅にいかない場合に、見込みとしてこのぐらにかかるといふものの数字で、あとは整理予算で落としているという形になります。

議会の場合は、事業というものは、多分、委託料的なものとかしかないので、よろしいでしょうか。

○川村委員長 上野委員。

○上野委員 余り納得いかないような感じがありましたので、要するに手数料だとか交際費だとかというのは、年度当初に、基本的にこの時期にこのぐら要るだろうという予算は組んで執行しているとは思いますが、合計で180万円というのは余りにもちょっと大きかったのかなというふうに思いますので、今後の問題も含めて、ちょっと事務局長のほうから、これについてももう少し納得のいくような……。

○川村委員長 議会事務局長。

○関口議会事務局長 済みません。内訳なのですけれども、報酬のほうで6万1,000円、こちら、補選で議員が1人いなかった時期がちょっとありまして、そちらの部分の支払いをしていないので、減額という形です。30年度から始まりまして、5月まで減だったものから、その分で減額したということ。あと、共済費も、4月1日現在が1名減だったので、そちらに係る共済費の部分が予定よりも落ちているという形になります。4月1日現在で計算される共済費の部分がございまして、その部分での請求になりますので。あと、費用弁償で6万3,000円、交際費で20万2,000円、あと、議会だよりのほうで38万5,000円、会議録

で9万2,000円です。

○上野委員 いいです。わかりました。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 進め方についてなのですけれども、補正予算の内容については、議会で決算されているので、その内容について一々どうしてそういうふうにしたのだというのは、今さら言ってもあれなのかなと思うのですけれども、要は、補正した後の残額についてどうしたか、それでもなお残ったのは、今のように、どうしたのかということなのかなと思うのですけれども、当初の予算がどうだったのかと言ってもしようがないのかなと思うのですけれども、補正予算の内容についても聞いて構わないのですか。委員長に、進め方で、お答えしてください。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時48分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

その他、御質問ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。(発言する者あり)

議会事務局長、お願いします。

○関口議会事務局長 済みません、追加資料で要求のありました入札執行の状況でございます。

指名競争入札、委託業務で1件ございますので、内容については記載のとおりでございます。

以上です。

○川村委員長 資料要求についての御質問、どなたかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。(発言する者あり)

横田委員。

○横田委員 この入札執行の資料、今までの書き方とちょっと違って、本当は選考業者3社といたら、選考業者名も書いて、横長で出したのでなかったかと思うのよね。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○川村委員長 では、休憩前に引き続き、再開いたします。

資料のほうはこちらでよろしいということで、あとほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。

以上で、議会事務局のほうの審査を終了いたします。

議会事務局長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時15分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加資料の関係で、まず、入札執行についての状況の資料なのですが、昨日、頼んでいる分に関しては、とりあえず資料をまずいただくと。追加の分として、まず、物品に関しては130万円以上700万円以下のもの、工事に関しては130万円以上5,000万円以下のものに対してを、とりあえず閲覧できるものをちょっと出してもらうと。必要な方はコピーをとるということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいまの追加の分の中身については、よく議案のときに出されている、工事名、期間、内

容、入札結果等がわかるような資料ということでもよろしいですか。(発言する者あり) 予定価格とか……(発言する者あり) 落札率は入っていないですけれども、入札額とか、金額の入っているものですね。入札に参加した業者さんとか、そういったものが一般的にわかる資料を閲覧するということがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時38分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

引き続き、会計課の審査のほうを行います。

会計課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほう、お願いいたします。

資料の中身、具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

決算書のページ数とかも、そのまま記載のとおりでおっしゃっていただければ結構です。よろしくをお願いいたします。

○青山会計課長 それでは、会計課の決算審査について、よろしくをお願いいたします。

会計課の提出資料は、共通様式の調書1枚のみで、お手元の決算書では、ページは60ページから63ページとなります。予算科目は、2款1項4目会計管理費で、事業名も同じく会計管理費となります。この事業予算の目的とありますが、会計課では、各種収入金の収納や支払い処理のため事務用消耗品の購入や、各種支払い伝票の印刷に充てる経費が事業予算の主な内容となっております。当初予算額は24万7,000円で、補正予算額、事業間の流用充用はなく、支出済額は21万3,597円の支出で、不用額は3万3,403円、執行率は86.5%となりました。支出の内訳であります。右横事由欄に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。事業執行については、ほぼ予算どおりの執行となりますので、説明は以上の

とおりととなります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○川村委員長 ありがとうございます。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 ないということなので、質疑のほうを終わります。

以上で、会計課に対する審査を終了いたします。

会計課長、御苦労さまでした。

○川村委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、税務課の審査を行います。

途中、お昼を間もなく挟むものですから、途中でできりのいところで切って、また午後から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、共通様式に基づき、説明のほう、お願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

決算書のページ数とかも、記載のとおりということで、言わなくても結構なので、よろしく願いいたします。

○広部税務課長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

税務課所管の決算につきまして、提出要求資料に基づきまして説明いたします。

歳出の部分ですが、共通様式で御説明いたします。

ナンバー1、事業決算名は税務総務費(課税)です。予算現額1,333万2,000円、支出済額1,212万9,714円、不用額は120万2,286円、執行率は91.0%でございます。特定財源の歳入は、税務手数料210万300円です。不用額の主なものは、7節賃金の臨時職員賃金23万6,068円ですが、賦

課事務補助員3名のうちの1人の方の同居していた親が体調を崩し入院し、その後、お亡くなりになったため、なかなか仕事に復帰することができなく、お休みが続いたためでございます。3月の整理予算に間に合いませんでしたので、落とすことができませんでしたので、不用額となっております。ほかに、23節償還金、利子及び割引料の不用額が91万5,483円ございます。これは、法人町民税の確定申告による予定納付額の還付や、固定資産税、町・道民税の過年度還付分となっております。昨年度は約1,000万円の支出がございましたので、今年度は少なかったように感じております。1件の還付金額が多い場合があり、3月の年度末まで金額は確定いたしませんので、整理予算では落とせない分となりますので、御理解願います。その他、具体的な決算の内容は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー2、事業決算名は税務総務費(納税)です。予算現額861万4,000円、支出済額860万5,954円、不用額は8,046円、執行率は99.9%でございます。特定財源の歳入は、町税延滞金375万8,025円です。税務課に嘱託徴収職員が3名おりますが、1名分は国保会計から支出してしております。こちらの事業予算からは2名分を支出してしております。嘱託職員の給料、手当、共済費など、具体的な決算の内容は記載のとおりとなっております。その他、渡島・松山地方税滞納整理機構への負担金として147万9,500円を、一般会計からと国保特別会計からそれぞれ2分の1ずつ支出してしております。滞納整理機構へは合計で295万9,000円を支払っております。なお、滞納整理機構への平成30年度の引き継ぎ及び実績は、提出追加資料に添付しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、ナンバー3、事業決算名は賦課事務費です。予算現額553万円、支出済額507万7,322円、不用額は45万2,678円、執行率は91.8%でございます。不用額の45万2,678円は、主に13節委託料の給与支払い報告書パンチ業務委託料の執行残です。こちら

の金額が確定するのが3月となりますので、整理予算には間に合わず、落とせないこととなりますので、御理解願います。その他、具体的な決算の内容は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー4、事業決算名は徴収事務費です。予算現額520万3,000円、支出済額491万1,788円、不用額は29万1,212円、執行率は94.4%でございます。不用額29万1,212円の主な内訳は、12節役務費の中の口座振替や郵便振替手数料ですが、10月から3月分の請求が31年4月に来るため、残しておいた分です。整理予算で30万円は減額しておりますので、御理解願います。その他、具体的な決算の内容は記載のとおりとなっております。

共通様式の事業決算ごとの説明は以上になります。

次に、様式3、収入未済額の状況です。

現年度分のみ説明させていただき、滞納繰越分は記載のとおりとさせていただきます。

初めに、ナンバー1、個人町民税現年課税分の収入未済額は943万2,790円となり、昨年に比較して、金額で60万7,599円減少しております。

次のページ、ナンバー2、法人町民税現年課税分の収入未済額は37万100円となり、昨年に比較して、金額で18万4,900円減少しております。

次のページ、ナンバー3、固定資産税現年課税分の収入未済額は2,009万4,332円となり、昨年に比較して、金額で65万7,179円減少しております。

次のページ、ナンバー4、軽自動車税現年課税分の収入未済額は113万4,590円となり、昨年に比較して、金額で13万3,692円増加しております。

次のページ、ナンバー5、認可保育所保育料の現年課税分の収入未済額は64万8,550円となり、昨年に比較して、金額で24万1,400円増加しております。

次のページ、ナンバー6、町営住宅使用料現年課税分の収入未済額は76万2,977円と、

その次のページ、ナンバー7、町営住宅駐車場使用料現年課税分の収入未済額は2万2,500円となりますが、昨年度は両方未納額がゼロでした。

次に、ナンバー8、特別会計の国保税全体の現年課税分の収入未済額は2,396万6,599円となり、昨年に比較して、金額では326万3,103円減少しております。

次のページ、ナンバー9からナンバー16までは、先ほど説明した国保会計の節ごとの内訳となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、様式4、不納欠損処分状況の状況でございます。

左側の表は不納欠損となった事由別で、右側の表は該当する法律での内訳となっております。

ナンバー1からナンバー3は、個人町民税の不納欠損です。現年分、滞繰分、合わせて20件、金額では63万1,951円となり、昨年度に比較して、金額では1万2,553円増加しております。

ナンバー4からナンバー6は、法人町民税の不納欠損です。現年分、滞繰分、合わせて1件、金額では16万300円となり、昨年度に比較して、金額では12万300円増加しております。

ナンバー7からナンバー9は、固定資産税の不納欠損です。現年分、滞繰分、合わせて182件、金額では679万4,400円となり、昨年度に比較して、金額では2万2,100円増加しております。

ナンバー10からナンバー12は、軽自動車税の不納欠損です。現年分、滞繰分、合わせて47件、金額では31万5,400円となり、昨年度に比較して、金額では8万6,400円増加しております。

認可保育所保育料と町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料の不納欠損はございませんので、様式は提出しておりません。

ナンバー13からナンバー15は、国民健康保険税の不納欠損です。現年分、滞繰分、合わ

せて55件、金額では432万7,775円となり、昨年度に比較して、金額では101万1,822円増加しております。

次に、歳入について説明いたします。提出追加資料で説明いたします。

1ページ目は、平成30年度徴収実績を一覧表で示しておりますが、前年度との対比で説明していきますので、1枚めくっていただき、2ページ目の資料1をごらんください。

細かい説明は省略させていただきますが、平成30年度の町税全体の徴収率ですが、一般税全体では0.1%減少し、97.2%となりました。

次に、特別会計の国保税ですが、提出追加資料の3ページ、資料2をお開きください。

国民健康保険税、現、滞、合わせて徴収率は0.2%減少し、90.2%となっております。

同じ3ページの下のほう、認可保育所保育料ですが、現、滞、合わせて徴収率は0.1%増加し、96.8%となっております。

資料の一番下、町営住宅使用料と町営住宅駐車場使用料になります。現、滞、合わせて徴収率は0.7%減少し、99.3%となっております。

次に、追加資料4ページから6ページには、町税の30年度における収納状況と、過去5年間の推移及び徴収実績を掲載しております。

4ページの収納状況ですが、昨年度までは徴収率が右肩上がりになっておりましたが、今年度は0.1%減少いたしました。滞納繰越分の一定の整理が終了しておりますので、今後も徴収率は横ばいもしくは低下していくと思われま

す。5ページは、近隣市町の実績比較であります。七飯町はトップの徴収率を保っております。

6ページ、左側には、国保税を含まない推移と、国保税のみの推移を徴収率とあわせて掲載しております。国保税を含まない徴収率は、昨年と比較し、0.1%減少しており、国保税では0.2%減少しております。

7ページには、30年度実施した差し押さえ

の種類及び金額等を掲載しております。預貯金の差し押さえから不動産の差し押さえまで、合計は右下の欄になりますが、1,244万6,184円、前年比73万9,972円、6%増の実績を上げることができました。今後の傾向として、一定の債権整理が終了すると、差し押さえ実績は低下していく予定であります。

次に、8ページは、渡島・檜山地方税滞納整理機構の委託内容と実績を掲載しております。

平成30年度では、1,208万5,751円の引き継ぎ滞納額に対し、327万7,695円の収入実績となり、収入率は27.12%でありました。ここには記載されてございませんが、ほかに延滞金が90万5,955円入っております。

9ページは、滞納整理機構の収入決算額の税目別の状況と収入率となっております。

以上で、税務課所管の説明を終わらせていただきます。

今後も七飯町の貴重な自主財源確保のため、適正な賦課と公平な税負担を念頭に置いた徴収を心がけてまいります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 ちょうどお昼の時間が近づいているので、一旦、これで暫時休憩しまして……（発言する者あり）

では、質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 では、午後1時から再開するので、暫時休憩……。（発言する者あり）

そうしたら、質疑を受けます。

横田委員。

○横田委員 共通様式のナンバー1の23、償還金、利子及び割引料の中の過年度還付金の、さっき680万円と言ったよね。これは町民税ということでもいいのかどうかというのが1点。

町民税だったら、それは個人の分と法人の分、わかったら教えていただきたいというふうに思います。

それから、様式3のナンバー3で、ごめんなさい、それじゃない、これ。ごめんなさい。

様式4のナンバー7、不納欠損のやつで、生

活保護の方が3名で、3件で4万1,600円とあって、これ、固定資産税って、生活保護の方って、土地を持ったり何なりはできないのではないかと思うのだけれども、どうしてなのかというのと、同じく様式4のナンバー10で、同じく生活保護で軽自動車税が入っている。軽自動車を持てるのかどうかというのを教えていただきたい。

この3点。

○川村委員長 会計課長、お願いします。（発言する者あり）ごめんなさい、税務課長、お願いします。失礼しました。

○広部税務課長 まず、過年度還付金でございますが、これは町・道民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、四つの税金全部が入っております。主に町・道民税と法人町民税でございます。この中で町・道民税は109件、342万3,417円、法人町民税は39件、258万8,900円が入っております。固定資産税と軽自動車税はほんの少しでございます。

次に、様式4の生活保護の部分でございますけれども、賦課課税になったときに、もう生活保護になっている方については、減免規定がございまして、申請をいたしますと減免されますが、その当時、生活保護ではなくて、賦課された後に生活保護になっていた方は、当初からの減免がございませんので、そのまま滞納となっておりますが、結果として、5年とかの時効で落ちるということになっております。

軽自動車税も、生活保護でも必要であると所有が認められております。

○横田委員 後からそれ、資料ください。

○広部税務課長 はい、わかりました。

○川村委員長 よろしいですか。

○横田委員 いいです。

○川村委員長 次、平松委員。

○平松委員 1点だけなのですけれども、税の誤徴収というのがあったかどうか。もしあったとすれば、どういった内容で、何件くらいあったのか、説明をお願いします。

○川村委員長 税務課長。

○広部税務課長 今すぐ件数はちょっと、誤徴

収、出ませんけれども、確かにあることはあります。その場合、発生してすぐ還付しております。件数はちょっと押さえておりませんので、申しわけございません。

○平松委員 金額は大きいの。

○広部税務課長 そんなに大きくないと思います。年度が変わってからわかった分は、この過年度還付金のところで、例えば固定資産税だと、誤徴収だけではございませんが、固定資産税では6件、83万2,100円という還付がございまして、この中にもしかしたら何件かは含まれているかもしれません。

○平松委員 わかりました。いいです。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 滞納の整理の関係で、滞納整理機構に委託する基準というか、何年たったらすぐ委託するのか、自分たちである程度やるのかどうかということと、時効に関しては、判断する手続で、こういう状況だというような、そういう流れみたいなのがあるならば、こういうところで、もう本当にやるだけやったのだけれどもというようなところを、どこでどう判断しているのかというか、機構にもう任せてしまっているのかとか、そのこのところ、もしあれであれば。

○川村委員長 税務課長。

○広部税務課長 滞納整理機構に引き継ぐ場合ですが、うちのほうでどうしてももうとれない、幾ら折衝しても、もうこれ以上はどうにもならないという方たちを滞納整理機構に引き継いでおりまして、お願いしております。

あと、不納欠損の基準ですね。死亡とか、すぐわかる部分については、不納欠損の内訳で分かれています。上のほうの地方税法第15条の7、滞納処分の停止の要件等というところは、財産なし、生活困窮、居所不明、そこに至るまでには、預貯金のある方については差し押さえ、生命保険をかけている方には生命保険も差し押さえして、解約して町税に充当、そのように全部やれることをやっております。それでもなおかつどうしても残ってしまった方たち

で、上の15条の7は3年で落とす方も、死亡とかして、もうこれ以上どうしようもないよという方で、下の18条という方は、5年間、納入がなく、法律によって時効となる方たちでございます。そこに至るまでには、差し押さえとか、やれることは全てやっております。

以上でございます。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 時効中断の手續とかも当然とりながら進めているということによろしいのかどうかということと、悪質な滞納者に対して機構に委託するというのではなくて、ある程度職員が手續をした上で、もうとれないよというような判断をした上で渡すということによろしいのですか、基準というか、何か。

○川村委員長 税務課長。

○広部税務課長 悪質な滞納者というのは、うちのほうで何度言っても、もうどうしようもない、悪質だという方で渡している方もいらっしゃいます。

その前、ごめんなさい、もう一つ、何でしたか。

○若山委員 悪質な先だけを渡しているわけではなくて、悪質なものもあるし、十分やった上で渡しているか。

○川村委員長 税務課長。

○広部税務課長 今おっしゃるとおりでございます。

あと、時効の中断の手續はとっております。

○若山委員 わかりました。

以上です。

○川村委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。

○中川委員 さっき横田委員、資料、後でちょうだいと言っていたから、それは資料要求なのか、個人的なのかと、一応聞いたほうがいいのかではないですか。

○川村委員長 済みません、先ほどの横田委員から申し出がありました……。 (「皆さん必要です

かということ」と呼ぶ者あり)

皆さん、委員会として要求してよろしいでしょうか。(「個人なら個人で、はっきりしておいたほうが良いと思ひまして」と呼ぶ者あり)

そうしたら、委員会としては、先ほどのほうは資料要求しませんけれども、個人として、後ほど横田委員のほうにお渡ししていただければと思います。

○広部税務課長 わかりました。

○川村委員長 あと、質疑はよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 以上で、税務課に対する審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時00分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

続きまして、農業委員会の審査を行いたいと思います。

農業委員会事務局長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づいて、説明のほう、お願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載どおりでよろしく願いいたします。

農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 それでは、平成30年度決算、農業委員会関係分の概要について説明させていただきます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算の歳出を説明させていただきます。

なお、歳入につきましても、決算審査要求資料共通様式での歳出の説明の中で説明いたします。

一般会計において、農業委員会の業務は、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費のみであります。

それでは、1目農業委員会費の決算状況について説明させていただきます。

決算審査共通様式ナンバー1となります。決算書では142ページ及び143ページの部分ですが、一般会計、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の予算現額は876万8,000円で、支出済額は875万1,986円であります。不用額は1万6,014円となっております。執行率は99.82%です。この項目は、農業委員会の運営に関する執行経費として支出しております。職員は3名、臨時職員は1名の配属であります。

支出の内訳として、1節報酬、決算額644万7,000円、不用額ゼロ円。内訳といたしましては、農業委員会会長1名、38万2,000円、農業委員13名分で451万1,000円、農地利用最適化推進員の6名分で155万4,000円となっております。

4節共済費、決算額2万円、不用額ゼロ円。その他共済費で、農業委員会公務災害保険料2万円となっております。

9節旅費、決算額76万1,560円、不用額3,440円。内訳といたしまして、農業委員費用弁償57万1,320円、一般職旅費15万6,320円、研修視察随行職員旅費3万3,920円であります。

10節交際費、決算額1万8,000円、不用額6,000円。農業委員会交際費といたしまして、香典供花、行事等でございます。内訳といたしましては、行事2件で8,000円、香典2件で1万円となっております。

11節需用費、決算額55万7,374円、不用額は5,626円。内訳といたしまして、消耗品費9万9,226円、燃料費ですが、庁舎用燃料費、A重油代11万7,000円、印刷製本費は農業委員会だより25万7,148円、14号を町広報10月号合冊で1万1,890部、15号を町広報3月号合冊で1万1,900部作成しております。光熱水費は、庁舎電気料8万4,000円。

12節役務費、決算額15万3,000円、不用額ゼロ円。郵便料6万3,000円、電話料9万円ですが、これは庁舎の郵便料と電話料になります。

14節使用料及び賃借料、決算額24万2,352円、不用額は648円。農地管理地理情報システム賃借料24万2,352円となっております。

19節負担金、補助及び交付金、決算額55万2,700円、不用額300円です。内訳といたしまして、会議負担金2回の1万円、北海道農業会議負担金、拠出負担金ですが、14万9,700円、渡島地方農業委員会連合会負担金6万9,000円、デジタル地図情報利活用負担金32万4,000円となっております。なお、このデジタル地図情報利活用負担金というのは、水土里情報システムの利用負担金でありまして、農林及び農業委員で実施する事業等の採択要件となっていることにより、負担をしているものであります。なお、今年度の予算から、このデジタル地図の情報利活用負担金の部分については減額となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書では22ページ及び23ページの部分ですが、13款使用料及び手数料2項手数料4目農林水産手数料1節農業手数料で、現況証明手数料等で予算現額は5万4,000円で、決算額は6万1,900円であります。内訳といたしまして、現況証明手数料24件、3万4,300円、その他の証明手数料45件で2万7,600円です。

次に、決算書28ページ及び29ページの部分ですが、15款道支出金2項道補助金5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金で、農業委員会活動費交付金等ほかで、予算現額は560万4,000円で、決算額は872万3,000円であります。内訳といたしまして、農業委員会活動費交付金というのがございまして、861万9,000円、国有農地等管理処分事業管理事務交付金10万4,000円となっております。

次に、決算書42ページ乃至43ページの部分ですが、20款諸収入5項雑入4目雑入2節雑入で、農業者年金業務委託手数料ほか2件で、予算現額は37万円で、決算額は33万4,

900円であります。内訳といたしまして、農業者年金業務委託手数料31万4,500円、農地保有合理化事業委託金6,000円、課税情報提供事務費収入4万8,000円のうち1万4,400円が農業委員会の収入であります。

一般会計につきましては以上でございます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行いたいと思います。

中川委員。

○中川委員 農地利用の最適化推進委員でしたっけ、新しく何年前にできたやつ、あれができて、30年度もやってきたと思うのですけれども、農地利用に関して、何かそれができた結果というか、というのが……。

○川村委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 なかなか目に見えていない部分があるかと思いますが、農地の、不意に開発されたり、そういう部分のところを、農地をずっと管理してもらっていて、そういう異常があった場合に、こちらのほうに情報をいただいて、その旨、うちら、事務局のほうから出向いて行って指導したりとか、手続の仕方を教えたりとかすることがありますし、あと、広く一般のことを考えていろいろやってくれていると思いますので、今回も大沼の最適化推進委員の方は、軍川沿いの、軍川、川尻のあたりから六軒橋の間の軍川の河川敷の河畔林がすごく成長してきて困っているというようなことで、そういう意見をいただいて、うちのほうも早速富原道議先生のほうにもお願いしつつ、うちのほうから要望を出させていただいたという経緯もありまして、広く周りの農地のことを考えていろいろ行動していただいているという部分がございます。

以上です。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 遊休農地の解消関係まではまだ、そこまではまだ動きはないという感じですか。

○川村委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 遊休農地の解消についてということで、推進委員さんではないのですが、うちの会長職務代理のほうで、多面的

利用の形で、水田のほうの多面の形で草刈り機を買ってもらって、赤坂地区の遊休農地になりつつあるところを、毎年1回ずつ、草を刈っていただいたりということはしてもらっています。

遊休農地の部分の解消の部分というのは、なかなか相対で契約して、こちらのほうに情報が来ないということもあるのですよね。そういうところが、相対ですから、いきなり返すよというので、全然耕作されていないという状況の部分もありますので、そういう部分については、ちょっとうちのほうも情報を得つつ、農業委員さんのほうと相談して、そこを遊休農地にさせないというような活動をしております。

以上です。

○川村委員長 よろしいですか。

ほかに。

副委員長。

○川上副委員長 ちょっと1点だけ、確認なのですけれども、特定財源、これ、合計すれば911万9,800円、予算額が八百何ぼなのですけれども、この辺の説明、どこかで補正で入れかえたのですか。特定財源が多いということだね。

○川村委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 新しい農業委員会制度が発足してから、農業委員会の活動に対して交付金を交付するよという、そういう補助金というか交付金の制度ができました。この事業、ちょっと皆さんにはオフレコでお話ししますけれども、この交付金をもらっている市町村が非常に少ないのですよ。渡島管内も、ことし、ようやく函館市がもらうかどうかわからないですけれども、北斗市とうちと、もう1町あるか、あとの部分は全部自己財源で農業委員会の活動をしているというところがあります。この事業をやる前は、定額の、たしか373万9,000円くらいが入っていたと思うのですが、その事業をして、実績報告を出したことによって、農業委員会活動費の交付金、861万9,000円というふうに交付されております。これがほかの市町村もこの活動をすると、交付の額

がどんどんどん落ちていくかなという感じはしています。ですから、当初の予算も、これに見合った歳入を見ればよかったです。ほかの市町村の動向がちょっとわかりませんので、やっていないので、交付される金額が大きいという部分もあります。

以上です。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 聞きたいのは、特定財源の金額のほうが当初予算、最後の予算現額よりも多いのはなぜかということ。

○川村委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 当初予算というか、うちのほうはもう少し予算いただきたいという部分はあるのですけれども、ちょっとなかなか上部のほうとの折り合いがつかなかったという部分もあって、詰められた部分もありますけれども、ただ、歳入のほうは、確かに多いというのは実際であります。ただ、臨時職員の給与の部分が出ていませぬので、1人配属は受けているのですが、その賃金の部分は農林水産関係の補助金か何かで雇っている人間をこちらに回していただいているという状況なのです。ですから、本来、うちのほうで予算を計上して、臨時職員を1人つけば、大体同額の金額になるかなと思います。そういうことを聞いているのでないですか。（発言する者あり）

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 なぜ農業委員会で補正しなかったのか、要するに歳入の多い部分を。それとも、この多い部分を一般会計のほうに渡して、一般会計のほうで補正して、その分をどこかで人件費とか賃金だとかに使ったのかということなのですよ。普通なら、歳入より、一般、特定財源よりも少ない額が当初予算とか、予算現額で出てくるはずなのだけれども、特定財源の額が多いから、その差額分はどうしたのだということなのです。

○川村委員長 農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 それは町長部局のほうに渡しています。要するに全体の中で、うちも補助金の関係だとかありますので、その

部分はそれなりに実績報告を出さなければだめだということ、使える用途も決まっていますし、その部分は、うちのほうも支出もしなければいけないという部分で、町の電気料だとか、そういう部分だとかを支出しているという経緯もございますし……。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時23分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

事務局長からの答弁から始めたいと思います。

お願いいたします。

○田中農業委員会事務局長 農業委員会活動促進事業交付金の部分につきましては、農林水産業費道補助金というくくりの中で歳入になっていますので、農林水産の補助金の一部だということ、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 わかりました。

○川村委員長 ほかに質問ある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 なければ、質疑のほうを終了したいと思います。

以上で、農業委員会に対する審査のほうを終了いたします。

農業委員会事務局長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時25分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、政策推進課の審査を行います。

総務部長、政策推進課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほうをお願いいたします。

具体的な内容等につきましては、特段の説明のない限り、記載のとおりでお願いいたしま

す。

よろしくお願いいたします。

政策推進課長、お願いします。

○中村政策推進課長 それでは、総務部政策推進課所管の平成30年度の決算につきまして、決算書と提出資料に基づき説明させていただきます。

それでは、共通様式、ナンバー1をごらんください。総務費、総務管理費、広報費ですが、当初予算額は1,654万6,000円、補正予算額は、3月の整理予算で10万6,000円の減額、予算現額は1,644万円で、支出済額は1,635万9,585円、執行率は99.51%でございます。主な事業は、ななえ広報の印刷発行と発送となっております。各月の印刷部数は、月にもよりますが、1万1,890部から1万1,920部でございました。広報誌の契約は、ページ数による単価契約としております。印刷ページ数によって支払い額が変動することから、今後も適切な予算執行を心がけ、計画的な編集、発行を続けたいと考えております。行政刊行物配送委託料については、毎月の広報誌を役場から各町内会の指定場所へ配送するシルバー人材センター分と、各町内会が各戸配布する分の委託料となっております。また、特定財源としては記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー2、企画費でございます。当初予算額は67万3,000円、補正予算額は、5月、12月、3月の補正予算で5,874万1,000円の増額、予算現額は5,941万4,000円、支出済額は5,739万4,997円で、執行率は96.60%でございます。主な業務は、企画事務に要する経費となっております。主な支出は、渡島総合開発期成会負担金を初めとした団体の負担金38万7,200円となっております。また、まち・ひと・しごと創生推進委員会委員6名の報酬費4万2,600円でございます。企画事務の旅費、需用費など、ほぼ予算どおりの執行でございます。平成30年度は、備品購入費として、行政区域管内図作成ソフトを購入し、2万5,000分の1と5万分の1の管内図の地図データを更新したところ

でございます。また、貸付金として、地域総合整備資金貸付金、日本語学校整備事業は、学校建設の貸付金として5,600万円を貸し付けております。予算時には5,800万円としておりましたが、結果、事業費の変更がありまして、3月22日にふるさと財団との変更の手続が完了し、200万円の不用額となっております。貸し付けに当たっては、連帯債務保証が必要となることから、地域総合整備資金保証料補助金として28万円となっております。特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー3、まちづくり政策事務費でございます。当初予算額は87万1,000円、補正予算額は、3月の整理予算で3万2,000円の減額、予算現額は83万9,000円、支出済額は70万280円、執行率は83.47%でございます。主な事業内容は、男女平等参画審議会で、委員報酬と費用弁償、平成30年度に審議会を1回開催しております。需用費については、大中山駅公衆トイレの消耗品、光熱水費、上下水道料となっております。このほか、移住・定住対策のパンフレット印刷製本費9万9,360円などがございます。大中山駅公衆トイレは、その他、掃除等の管理委託料24万円でございます。そして、負担金補助金については、北海道移住促進協議会負担金5万円となっております。なお、特定財源としましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー4、住民参画支援費です。当初予算額246万円、3月の整理予算で活力のあるまちづくり推進事業助成金62万7,000円を減額補正し、予算現額は183万3,000円、支出済額は183万2,124円、執行率は99.95%でございます。事業内容としては、主に活力のあるまちづくり推進事業助成金となっております。平成30年度は9件の助成となりました。このほか、北海道地域振興協会負担金1万円及び七飯町連合町内会補助金45万円となっております。特定財源としては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー5、交通対策事業費でございます。当初予算額は479万2,000円、補正

予算額は、3月の整理予算で66万2,000円減額、予算現額は413万円で、支出済額は412万7,723円、執行率は99.94%でございます。北海道新幹線の事業推進と、建設促進期成会等の事業費、地域公共交通確保事業でございます。事業内容は、小学五、六年生10名を公募しまして、仙台市と宮城県利府町まで1泊2日で実施した新幹線体験ツアーの報償費、建設促進期成会の要望、会議出席に係る旅費、負担金の費用などがございます。地域公共交通確保のための路線バスに対する補助金は、国、道の基準に合わせて予算どおり執行でございます。

次に、ナンバー6の交流推進費でございます。本年度、当初予算額は1,496万4,000円で、補正予算額は、6月、12月、3月の補正予算で40万3,000円の減額、予算現額は1,456万1,000円で、支出済額は1,452万9,349円、執行率は99.78%でございます。国際交流や国内交流事業に必要な経費となります。コンコード町からの国際交流員1名の給料、共済費、住宅借上料のほか、嘱託職員1名分の給料や共済費、三木町との交流に関する旅費や、ふるさと会に係るお土産などの需用費、関係団体の負担金が主なものでございます。例年同様の取り組みとしましては、中高生と町民代表の海外交流派遣研修事業や、コンコード町からの来町時記念品等の報償費、引率職員の旅費、見学施設の入場料等が主なものでございます。国際交流のつどいは七飯町が発祥ですが、東京や大阪など、首都圏に滞在している海外からの留学生に、夏休みを利用して地方での生活をホームステイにより体験する貴重な国際理解を深める事業であり、受け入れのための負担金30万円が主なものでございます。特定財源は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー7、国際交流公用車管理費でございます。当初予算額は19万2,000円、予算現額も同様で、支出済額は18万7,263円、執行率は97.53%となります。国際交流事業及び国際交流員の移動用の公用車の経費で、平成30年度は車検のない年となっております。

いました。

次に、ナンバー8、セミナーハウス指定管理費でございます。当初予算額は2,986万3,000円で、補正予算額は、6月、12月、3月の補正予算で48万2,000円の増額、予算現額は3,034万5,000円で、支出済額は3,034万3,697円、執行率は100.00%となります。指定管理委託料と施設修繕料、自動車及び建物災害共済保険料が主なものでございます。

次に、ナンバー9、統計調査費でございます。各種統計調査の調査費ですが、当初予算額は182万2,000円、3月の整理予算で7万8,000円を減額、予算現額は174万4,000円、支出済額は174万2,090円、執行率は99.89%となります。平成30年度は、工業統計調査、住宅土地統計調査となっております。この経費は、道から統計調査費委託金として、特定財源として全額充当されております。

次に、資料の説明でございますが、資料の様式1から4までにつきましては、いずれも該当しないというふうになってございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑のほうに入ります。

平松委員。

○平松委員 セミナーハウスのことなのですが、大分傷みがきていて、それで修繕料も100万円から四、五十万円くらい、毎年かかっているのですけれども、指定管理業者というのは、建物を維持していくということが主なのでは、例えばこの辺を早くこういうふうに直してくださいとか、何かそういう要望などを指定管理者のほうから町に報告というのですか、上げたりとか、そういう業務というのですか、こともやっているのですかね。それとも、ただあるものだけきちんとやっていたらそれでいいという仕事の内容なのですか。ちょっとそこら辺、1回聞きたいなと思っていますけれども。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 ただいまの御質問ですけれども、まず、指定管理の業務の中で、通常業務としては、修繕等、壊れた部分も当然修繕するというのもございます。そのセミナーハウスに限りましては、10万円の軽微な修繕につきましては指定管理の業務の範疇というところになってございます。施設の老朽化に関する部分の修繕でございますけれども、こちらは指定管理者が業務の範疇外ということではございますが、その施設自体が、長期的に見たときに、やはり古くなってきていますねということであれば、施設管理の私ども町のほうにその情報を教えていただくということでの連絡体制はとってございます。当然、町としましても、施設管理は指定管理だからということで、見回りだとかをしないということではございませんので、当初予算だとか、予算要求する際には、指定管理者のほうに、どうでしょうかねということでお話をかけさせていただいて、また、町としても施設の状況だとかを確認させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 セミナーハウスというのは、同時通訳ができる機器が入っていますけれども、何年か前に、あれ、たしか故障していたと思うのですけれども、今は正常に動いているのですかね。何かあれを直したという予算みたいなのが上がっていないような気がするのですが、ずっと同じでないのかなと思って気にしていたのですけれども、ちょっとそこも。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 今、同時通訳の部分についてでございますけれども、済みません、私、今、その部分を認識してございませんでした。戻りまして早急に確認したいと思います。

以上でございます。

○川村委員長 よろしいですか。

ほかに質問のある方。

田村委員。

○田村委員 ナンバー2の貸付金の関係、地域

総合整備資金貸付事業債、12月に補正をしているということで、まず最初に29万円、保証料の補助金、これはどちらから歳入として受けているのか、まず。

それから、貸付事業債、これはふるさと財団ということなのですけれども、確認ですけれども、5,800万円で借りているという話ですね。5,600万円ですか。5,600万円で確定していると。ふるさと財団からは5,600万円借りているという話ですね、そうしたら。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 貸付金の金額ですけれども、当初予算では5,800万円ということで事業計画を組んでございましたが、5,600万円ということでの金額で、町の借りた金額をもって貸し付けを実施しているというような金額でございますので、5,600万円で整理をしてございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、実質、5,800万円は入ってきていないという考え方でいいのですかね。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 5,800万円ではなく、5,600万円の財源となっております。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 いいのです。ちょっとわかりませんけれども、いいのですけれども、5,600万円で、わかりました。

それであれば、逆に5,600万円の、まず償還年、何年で償還するのか。それから、償還終了までの利子が幾らなのか。償還開始年がいつなのか。

そして、これ、ふるさと財団に町として借りるという、これはわかるのですけれども、逆にそういう貸付金を借りたいという事業者がいますよね、町が貸すほうで、借りたいという事業者、これはどういう形なのか。誰でもそういう要件があれば貸してもらえという考え方でいいのでしょうか。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 まず、前段の部分での貸付金の関係でございますけれども、まず、償還の部分、回答させていただきたいと思います。まず、償還につきましては、15年償還になってございます。そして、年2回払いでございますけれども、ですので30回払いになってございます。利子につきましては、こちら、町が借り入れした際の利率が0.53%で決定してございますので、その利率は、利子は241万3,332円を想定してございます。こちらの部分が、利息の部分が町が負担をするというような仕組みになってございます。

○田村委員 償還開始年は。

○中村政策推進課長 償還開始は、据え置きがなくて、もう既に始まっております。

○田村委員 30年からということ。

○中村政策推進課長 最初が、町が借りた部分の、銀行からお借りした部分の償還については、ことしの9月30日から始まっております。事業者さんが償還する金額につきましては、もう既に始まっています。ことしの夏に一度始まっています。済みません、日にちはちょっと、申しわけないです。

もう1点なのですけれども、ふるさと融資の受けられる要件というのが幾つかございます。対象事業の要件でございますけれども、公益性、事業採算性の観点から実施されることというのがまず一つ。あと、事業の営業開始に伴い、事業地域内において雇用が1名以上、七飯町の場合であれば1名以上が確保されるということがまず要件になっております。また、事業費が1,000万円以上の事業、そして、事業開始が5年以内に開始ができるというような要件になっております。町としましても、そういった相談があれば、公益性、事業採算性などの観点も含めて検討していくというようなところでございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、融資を受けたいという相談があれば、町はそれなりに検討して、町が融資の申請をして、借り受けて、そして事業

主のほうに貸すと、こういう流れですよ。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 町がまず民間事業者様から相談を受けたものを持って、それをふるさと財団に実現可能かどうかということをもまず相談させていただきます。その内容をふるさと財団のほうで審査をします。それでオーケーが出て、初めてふるさと財団を経由してのお金の融資が始まるということですので、実は七飯町だけではなくて、ふるさと財団のほうでの検討も強いということもございまして、今回の日本語学校の部分につきましても、ふるさと財団、東京のほうからなのですけれども、七飯町のほうにいらっしゃいまして、状況だとか確認した上で、融資の決定というような流れになっているところでございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そして、基本的には七飯町も推薦する、ふるさと財団もいいだらうと。七飯町も、先ほど言ったように、公益性だとか、いろいろなことを勘案するという、その基準というのは、極端に言えば、口頭のやりとりではなくて、指定管理の基準みたいなもので、一定程度、庁舎内の中でいろいろな話を出しながら、点数でオーケーだねというような、そういうやり方ではなくて、口頭で、いいのでないかというような、そういうような流れで決まるのか。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 決定の過程というところでございますけれども、指定管理のような評価委員会ということは設けてございません。ですので、その事業内容だとかを、状況を見たところで、今後のふるさとの融資の制度と合致しているかどうか、また、町として公益性、事業採算性がとれるかどうかという観点のところで、含めて決定しているというようなところでございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 わかりました。

償還が年2回で15年、30回だよという話で、そして元金のほうは事業者のほうで返すの

だろうし、先ほど言ったように、町が二百四十一万何がしの利子については持つのだよという話だと思うのですよね。これについては、まず、なぜ町が利子を持つのか、そして、今言うように、きちっとした基準も何もないで、ではやりましょうと、借りたものについて、町が、借り方が丸々元金から利子から持つのであれば、それは町がスルーだからいいのですけれども、元金を借り方が返して、町が二百四十一万何がしの利子を持つ、負担するのだという話でしたよね。そうすると、やはりそこら辺の町民に対する責任というのか、そういう、まず二百四十一万何がしの利子、こういったようなものがなぜ町が持たなければだめなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 今回のこの制度の部分で、ちょっと私の説明不足がございました。240万円の利息が発生します。そこで、その利息の部分の75%が特別交付税として措置をされるということで、差し引きで申し上げますと、大体60万円くらいが持ち出しというような計算になろうかと思えます。その部分で、多いか少ないかということではございませんが、一定程度、まさに新しい企業が来ると。また、雇用もふえるというところで考えたときに、その部分で、町の政策として進めるべきものではないかというところで考えたところがございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 利子を持つと、交付税で措置されるから、75%。25%持てばいいよという、今、説明ありましたけれども、利子の多い、少ないの問題ではないと言いますが、根拠は何ですか、持つ根拠というのは。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 こちらは、ふるさと融資の制度の仕組みでございます。そもそもふるさと融資の、今までも町内の事業で今まで取り組んできた内容とすれば、ゆうひの館だとか、昆布館だとかも、この制度を使用して使ってきたところがございます。ふるさと融資の制度その

ものが、利子の部分については自治体で負担をするということでのルールになってございますので、そのルールにのっとって実施させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そして、借り方のほうからは、それなりの借用書だとか、あるいは契約書だとか、そういうものについてはきちっと整理してとっているということなのですね。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 今回の御質問ありました契約書だとか、そういったものは全ていただいております。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 あともう1点、ナンバー5なのですけれども、新幹線のツアー、決算では13万5,000円ということなのですけれども、当初の主要事業の中では23万7,000円というような、恐らく予定しておったのだろうと思うのですけれども、もう新幹線のあれが始まってから10年近くたつので、ここら辺の一つの、このまま続けるというのもよろしいのでしょうか、この間、用意ドンから始めてきた、こういう事業の評価というのをどういうふうにとらえているか。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 ただいまの質問の中で、事業費の関係ですけれども、こちら、実は十三万何がしという報償費以外にも、職員の旅費の部分が、2名おまして、10万円、旅費が支給されてございます。このため、23万円くらいの実際の執行額となつてございますので、当初の予定どおりというところで考えておりました。

何年間たつてきたのではないかと、それで評価をどう考えるかということがございますけれども、まず、平成30年度の取り組みについては、まず10月の末に、今回、この事業を実施させていただいたというところでございます。そのときの事業なのですけれども、9月にブ

ラックアウトもあったということで、時期的に北海道の観光を控えるというような風潮もあったこともあって、昨年の実施のときには、子供たちに仙台の駅で大沼といいますか、七飯、北海道の観光もできますよというようなイメージの中でPRをさせていただいたようなこともございます。新幹線のPRについてというところでは、あわせて行ってございます。ただ、実際にこの中では、利府町でお祭りを見てもらうというようなところで実施してございます。子供たちも、新幹線に乗れる機会というのは余りない中でのイベントだったものですから、多くの方といいますか、フルに出席して、皆、いい経験ができたなというふうに思っております。

ただ、新幹線の事業も、こちらも3回、4回やってございますので、検討して、また新たなものに考えていかなければならないなというような時期に来ているのかなとも思っておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

横田委員。

○横田委員 資料要求なのですけれども、ナンバー4の活力のあるまちづくり推進事業助成金、全部で9件あるのですけれども、この事業の中身で、何に対して何ぼ、何に対して何ぼとあると思うのですけれども、もう一覧表をつくっていると思うのですけれども、その資料だけいただければいいのですけれども、出していただきたいです。

○川村委員長 ちょっと取り計らいます。

今、横田委員から御質問ありました、ナンバー4の活力のあるまちづくりの中の9件分についての資料要求なのですけれども、こちらのほうはよろしいでしょうか、委員会として。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 後ほどお願いいたします。

ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 田村委員から質問が出ていた地域総合整備資金貸付金のところなのですけれども、このような貸付金、15年にかかる貸付金があったような場合、相手方からどのような形で報告だとかヒアリングを受けたり聴取したりする、そういうことというのはされるのかどうかというのと、1年に一遍、決算状況だとか営業報告をするとか、そういうような形だけなのか、何カ月に一遍、そういう報告義務だとか、そういう活動状況というのですか、貸した後の事業の進捗だとか、そういうものをどのように把握するような仕組みになっているのかなということで、お願いします。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 ただいまの質問でございますけれども、そちらの部分のコントロールといたしますか管理につきましては、ふるさと財団で実施してございます。町とふるさと財団が事務委託契約を締結しているということで御理解いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、ふるさと財団に任せているということなのですか、それとも、ふるさと財団からその資料をもらうということになるのでしょうか。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 ふるさと財団から資料をいただくという形にはなろうかと思いますが、地元の企業でございますので、当然、ふるさと財団に、その資料関係だとかという部分でいいますと、ふるさと財団と町が連携し、地域の企業と情報をいただくというような流れになるかと思えます。

以上でございます。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 そうした場合に、こういうときに、ここの貸付金だとか、この事業がどうなっているのかということで、町の職員に聞くような場合には、町の職員がちゃんと絶えず把握しているのかどうかということがちょっと心配な

ので、定期的に事業内容というのですか、そういうのを確認しているよということでないといけないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 運営、15年だとかという期間を、町としてその事業管理をしているかというところで見ますと、書類上としては、そういうのを、今まででもゆうひの館だとか、ほかの自治体がございましたけれども、そういった部分を、運営について管理をしているという状況はございませんので、同様な取り扱いとなろうかというふうに思っております。ただ、こちらの部分が、もし運営が整わないということになれば、それはふるさと財団だとかと協議をしていくような事項になりますので、その状況については把握していく必要があるというふうに思っておりますので、確認していければなというふうに思っております。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 ちょっと物足りないのですけれども、ここであれしておきます。しっかり管理してほしいなという感じです。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

中川委員。

○中川委員 今話を聞いていても、ちょっと町側が把握しなすぎではないのかなと。事業の内容までは、それはその事業者さんのことなので、関係ないのですけれども、今、現状で、例えば前の事例でいけば、男爵ラウンジさんも、たしかこれを使っていたと思うのですけれども、それでいけば、こういう構想で、こういうことをやりますよというものをちゃんと出してきた、道の駅と連携してやっていくというものもちゃんと出てきていたし、町のほうでも答弁できたのですけれども、今回のこの件でいけば、ふるさと財団が基準でと言って、その基準に対して、町は雇用だとか地域の何だかんだと言って、それをオーケーするというのは、それはいいのですけれども、では、例えば雇用がどれくらい生まれているとか、そういうものが一切説明を今されていないのですけれども。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 済みません、説明不足で大変申しわけございません。まず、日本語学校の開設でございますけれども、まず、日本語学校としての入国管理局からの開設認可というのが、今、必要になっているという状況でございます。このため、現段階では、融資をさせていただいたところでございますが、学校がまだオープンをしていないという状況でございます。このため、実は運営のほうの部分については、まだ状況が見えていないというのが本当のところでございます。

実際の学校のこういったものができるかというところでございますけれども、開設認可を受けるための要件としまして、面積要件で言いますと、校舎の面積が115平米以上、また、入る方してみると、1人当たり2.3平米以上の施設が必要となります。また、施設につきましては、教員室、事務室、図書室、保健室など、そういったものも兼ね備えなければなりません。人員要件としては、定員60名で、3人の教員が必須というところになってございます。当初、この日本語学校を開設する一番最初の年なのですけれども、30名程度を受け入れるというような流れで計画をしてございました。平成30年度に、今回、融資をさせていただいた、そのときの当初の予定といたしましては、令和2年の4月にオープンを目指すというような内容でございました。

しかしながら、現在のところ、3名の先生が必要というところではございましたが、そのうち主任教員1名が、なかなか今、難しいというところのお話があって、申請が進まなかったという状況があって、日本語学校の認可がまだとれていなかったという状況がございました。という状況ではございましたが、現在、主任教員1名の見通しも立ってきたというところで、半年おくれではございますけれども、半年おくれのスタートということを現在予定をしているというところでございます。運営だとか、全く町のほうで管理をしていないということではなくて、スタートをするところを、今、事業者様の

ほうに頑張っていたという状況でございますので、御理解いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 今の説明で大体のことはわかったのですけれども、そもそもが、今回、事業者さんのほうで3名の確保ができなくて、何とかになって、半年おくれで何とか開業できるということだと思っておりますけれども、これ自体を、ふるさと財団のこの制度を使う時点で、やっぱりそこは町として、金額のどうこうではなくて、ちゃんとそういうまで事業者さんと確認した上で、本来であればこれを許可するべきだと思うのですよ。簡単にと言ったらあれですけども、計画を出しました、この確保もちゃんと大丈夫ですねとか、その辺を事前に事業者さんのやりとりをしていれば、事業者さんだけ困ることもなく、そのときにちゃんとやり直して、再度申請すれば、こういうふうにおくれたりとかならないと思うので、これ、今回、事業者さん側で、多分、何とかできたから、半年おくれで開業というのがめどがついたと思うのですけれども、これ、つかなかった場合、町としてもどうするのですかということですよ。事業を申請してきた人の中身を精査しないまま、いいですよとやっているのと一緒になってしまいますので。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 まず、日本語学校の仕組みでございますけれども、認可をとるためには、施設をまず先行してつくらなければなりません。というのが、学校を運営するに当たっても、一定程度財力がなければだめですというようなルールがございます。また、職員についても、3名というお話をさせていただきましたが、その開設をされる1年前には雇用を絶対しなければならないという部分で、要は日本語学校が運営されていなくても、それを雇わなければならないというルールがございます。そもそもなのですけれども、そういった一定程度の財力がなければ、日本語学校をオープンさせるた

めの認可すらおらないというような前提に始まっておりますので、そういった部分で言いますと、1年前にその判断をするということは、町はまず不可能だというふうに思っております。

この部分、ではどうなるか、これからできなくなったらどうなるかというお話でございますが、まず、ふるさと融資の関係で言いますと、融資をしてから4年とかという猶予期間がございますので、その間にオープンにつなげていただくというような、まず制度としての前提となっております。もしそれが整わなければ、ふるさと財団と相談をし、また、事業者と相談し、その取り扱いを協議するというような仕組みになってございますので、御理解いただければなというふうに思っております。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 逆にそこまでわかっているのであれば、それこそこの話が事業者さんから来たときとかに、余計、確認して、1年前に雇わなければならないよとかというものはなおさらできたのではないのかなと思いますけれども、町として。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 その協議があった際には、1名を確保できるという見通しのもとに始まっております。それが、事情があって確保できなくなったというのが現状でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 せっかくこうやって日本語学校、今回は日本語学校ですけれども、事業者さんが、はっきり言って、今言ったように、自腹というか、自分の財力でこういう事業を発展していこうというので手を挙げてきていると思うのですよ。なので、都合が変わったからと言われればしょうがないですけれども、基本的にはそういうのがないように、町としても、来た時点でそういう必要要件とかが確認できているのであれば、途中で変わったと言われればそれまでですけれども、せっかくこういういい事業が来ているのですから、無駄にならないように、

もっと事業者さんとやりとりを密にしていかないと、もうもらっているから町は関係ないとかではなくて、もらっているけれども、大丈夫ですよねとか、どこまでやっていけるかは別として、そういう体制をつくっていかないと、今回はこういう日本語学校さんですけれども、いつか違う業者が来たときにも、また同じようなことがあれば困るので、さっき言った、60万円、町負担、約60万円負担と言っていますけれども、ふるさと財団の基準がぐぐっていけば、ある程度、町もいいのかなみたいなニュアンスだったので、厳しい規定までは要らないと思いますけれども、確認事項みたいなものはちゃんとつくっておいたほうがいいのではないかなと思いますけれども。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 前段のほうで、その審査の段階、当初の段階で、もっと見込めたのではないかというお話かと思えます。結果としましては、職員の、先生を確保できなく、おくれたということであれば、公益性だとか、事業の採算性だとかという部分では、やはりなかなか、当初予定したとおりにいけなかったということでは、今後の課題だというふうにとらえてございます。

また、後段での、審査の過程だとかという部分については、今後のこともございますので、検討していければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川村委員長 よろしいですか。

ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 済みません、ちょっと当初の説明を聞き間違ったのかもしれないのですが、今の地域総合整備貸付金の関係です。特定財源として町債を発行して、先ほど何とか事業団から金を町が借りて、それを転貸するようなニュアンスで聞いたのですが、町債の予算との関係というのはどうなるのですか。

○川村委員長 政策推進課長。

○中村政策推進課長 町債として、町が銀行、金融機関から借りて、それをふるさと財団を経

由して事業者様にお貸しするという流れです。それが、償還については逆に回ってくると。事業者様からふるさと財団を経由して町に入ると。町は、そのお金とは別として償還をしていくというような流れです。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 わかりました。町債の受け手が事業団ということで、その資金のもとだということですね。わかりました。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 なければ、質疑のほうを終わりたいと思います。

政策推進課に対する審査を終了いたします。

総務部長、政策推進課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時26分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

総務財政課の審査を行います。

総務部長、総務財政課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式により説明のほうをお願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明のない限り、記載のとおりでお願いいたします。

総務財政課長、お願いします。

○悟楼総務財政課長 まず初めに、おわびと訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

平成30年度決算参考資料の33ページをお開き願いたいと思います。33の(2)に、まさにきのう、御意見をいただきました予備費の充当の状況を示した表になってございます。これの右側に内訳、内容を示しているところでございますが、その一番下になります。これは予備費充当が学校プール維持管理費でございませぬ。内容が、ヒグマ捕獲用箱・檻の修繕となっておりますが、ここが去年のやつをちょっと

直し忘れたというところで、正式には学校プールの修繕というところがございます。学校プールの修繕になります。大変申しわけございません。ヒグマに壊されたわけではございませんので、そこは……。〔「どこの学校のプール」と呼ぶ者あり〕これは大中山と峠下になります。学校プールの修理になります、修繕。

○川村委員長 皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○倍楼総務財政課長 申しわけございませんでした。

○川村委員長 それでは、説明のほう、お願いいたします。

○倍楼総務財政課長 それでは、改めまして、総務財政で提出いたしました共通資料によりまして説明をまずさせていただきます。

まず、ナンバーの1になります。決算書のページの52から53ページになります。継続事業で、2款総務費1項1目、事業決算名は一般管理費の総務行政になります。当初予算が967万9,000円に対しまして、33万円を3月に減額補正をして、予算の現額を934万9,000円として、支出済額が795万1,046円、不用額が139万7,954円で、執行率は85.1%となっております。特定財源、事業の目的、決算内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバーの2、決算書の52ページから55ページになります。継続事業で、2款総務費1項1目、事業決算名が平和事業費になります。当初予算が130万1,000円で、支出済額が127万7,030円、不用額が2万3,970円で、執行率は98.02%でございます。決算内容については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの3、決算書の52ページから55ページになります。継続事業で、2款総務費1項1目の、事業決算名は表彰事業費になります。当初予算が114万3,000円に対しまして、整理予算で70万2,000円を減額し、予算現額を44万1,000円に対しまして、支出済額が40万7,454円、不用

額が3万3,546円で、執行率は92.4%となります。特定財源、事業の目的、決算内容は記載のとおりとなっております。

続いて、ナンバーの4、決算書の52から57ページになります。継続事業で、2款総務費1項1目で、事業決算名が一般管理費の人事行政となります。当初予算が842万1,000円に対して、それぞれ6月、9月、3月に補正予算をしてございますが、92万5,000円を増額して、予算現額を934万6,000円としております。支出済額が915万9,333円、不用額が18万6,667円、執行率は98.0%となっております。決算内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバーの5、決算書の52ページから57ページになります。継続事業で、2款総務費1項1目の、事業決算名が一般管理費の共通経費になります。当初予算2,135万8,000円に対しまして、3月の補正予算で43万8,000円を増額して、予算現額を2,179万6,000円として、支出済額が2,112万2,678円、不用額が67万3,322円、執行率は96.9%でございます。事業の目的、決算内容については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの6になります。決算書のページが52から59ページで、継続事業、2款総務費1項1目、事業決算名が町長公用車の管理費となります。当初予算が77万8,000円に対しまして、3月の整理予算で15万円を減額し、予算現額を62万8,000円とし、支出済額が47万9,263円、不用額が14万8,737円で、執行率は76.3%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの7、決算書の60ページから61ページ。継続事業で、2款総務費1項3目、事業決算名が財政管理費になります。当初予算が754万円に対し、補正予算で9,595万9,000円を増額し、予算現額を1億349万9,000円として、支出済額が1億337万5,702円、不用額は12万3,2

98円、執行率は99.9%となっております。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの8、決算書の62から63ページになります。継続事業で、2款総務費1項5目、事業決算名が財産管理費になります。当初予算89万1,000円に対しまして、補正予算で15万8,000円を増額し、予算現額を104万9,000円として、支出済額が97万7,034円、不用額が7万1,966円、執行率が93.1%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、資料の9ページ、決算書の62から65ページになります。継続事業で、2款総務費1項5目、事業決算名が庁舎管理費になります。当初予算5,262万3,000円に対しまして、補正予算で98万4,000円を増額し、予算現額を5,360万7,000円として、支出済額が5,115万9,330円、不用額が244万7,670円、執行率が95.4%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの10、決算書の66から71ページになります。継続事業で、2款総務費1項7目、事業決算名が新幹線事業推進基金費になります。当初予算6,000円に対しまして、補正予算で24万4,000円を増額し、予算現額が25万円で、支出済額も同額の25万円、不用額はなしで、執行率は100%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続いて、ナンバーの11、決算書の78から81ページになります。継続事業で、2款総務費1項12目、事業決算名が地域センター管理費となります。当初予算476万4,000円に対し、補正予算で50万8,000円を減額し、予算現額を425万6,000円とし、支出済額が423万5,369円、不用額が2万631円で、執行率は99.5%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバーの12になります。決算書の86から87ページになります。継続事業で、2款総

務費4項選挙費1目の、事業決算名は選挙管理委員会費になります。当初予算が87万7,000円に対し、補正予算で23万4,000円を減額し、予算現額を64万3,000円とし、支出済額が63万4,418円、不用額が8,582円で、執行率は98.7%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続いて、ナンバーの13になります。決算書の86から89ページになります。継続事業で、2款総務費4項2目の、事業決算名は北海道知事・道議会選挙執行費になります。当初予算はなく、補正予算で906万4,000円を増額し、それを予算現額としまして、支出済額が568万6,618円、翌年度への繰越金286万2,000円で、不用額が51万5,382円で、執行率は91.7%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの14、決算書の86から89ページになります。継続事業で、2款総務費4項2目、事業決算名は町長・町議会議員補欠選挙執行費になります。当初予算1,032万8,000円で、補正予算で152万5,000円を減額しまして、前年度繰越金237万6,000円で、予算現額を1,117万9,000円としまして、支出済額が1,112万3,627円、不用額が5万5,373円で、執行率は99.5%となります。決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの15になります。決算書の94から95ページになります。継続事業で、3款民生費1項1目、事業決算名が福祉基金費になります。当初予算6万9,000円に対しまして、補正予算で93万1,000円を増額し、予算現額を100万円とし、支出済額が100万円、不用額がなしで、執行率は100%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、ナンバーの16になります。決算書の116から117ページになります。新規事業で、3款民生費3項1目、事業決算名は災害救助費になります。補正予算で53万8,000円を増額し、予算現額として、支出済額が53

万7,000円、不用額は800円で、執行率は99.9%でございます。この事業については、昨年の北海道胆振東部地震の際に、厚真町へ七飯町の職員を派遣した際の経費となります。派遣は2回、第1陣、第2陣ということで派遣をしており、第1陣については9月26日から10月2日まで、第2陣については10月28日から11月3日まで、それぞれ3人ずつ、計6名を派遣してございます。そのための経費でございます。

続きまして、ナンバーの17、決算書の122から129ページになります。継続事業で、4款衛生費1項3目、事業決算名が環境保全事業推進事業基金になります。当初予算で2万7,000円に対しまして、補正予算で97万3,000円を増額し、予算現額を100万円として、支出済額が100万円、不用額はなしで、執行率は100%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの18、決算書の210から215ページまでになります。継続事業で、10款教育費4項11目、事業決算名が社会教育施設整備基金費になります。当初予算で6万1,000円、補正予算で93万9,000円を増額し、予算現額を100万円とし、支出済額が100万円、不用額はなしで、執行率は100%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、ナンバーの19、決算書の242から243ページになります。継続事業で、12款公債費1項1目、事業決算名は一般会計町債償還金(元金)となります。当初予算が11億167万5,000円に対し、補正予算で37万円を減額し、予算現額が11億130万5,000円に対しまして、支出済額が11億130万3,992円、不用額は1,008円で、執行率は100%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、ナンバーの20、決算書の242ページから243ページになります。継続事業で、12款公債費1項2目、事業決算名が一般会計町債償還金(利子)となります。当初予算

で1億525万6,000円に対しまして、補正予算で621万円を減額し、予算現額が994万6,000円に対しまして、支出済額が9,343万976円、不用額が561万5,024円で、執行率が94.3%になります。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの21、決算書の244から245ページになります。継続事業で、13款職員費1項1目、事業決算名が職員給与費になります。当初予算12億5,938万8,000円に対しまして、3月の整理予算で2,984万円を減額し、予算現額を12億2,954万8,000円に対しまして、支出済額が12億1,090万302円、不用額が1,864万7,698円で、執行率は98.5%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの22、決算書の244から247ページになります。継続事業で、13款職員費1項1目、事業決算名が臨時職員雇用費になります。当初予算4,842万4,000円に対しまして、3月の整理予算で590万9,000円を減額し、予算現額を4,251万5,000円としまして、支出済額が4,205万3,819円、不用額が46万1,181円で、執行率は98.9%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバーの23、決算書の246から247ページになります。継続事業で、13款職員費1項2目、事業決算名が職員諸費になります。当初予算196万円に対しまして、3月の整理予算で17万6,000円を減額、流用で7万3,000円を増額し、予算現額を185万7,000円とし、支出済額が185万6,760円、不用額が240円で、執行率は100%となります。記載内容はごらんとおりでございますが、流用につきましては、相互交流職員で、七飯町から北海道に派遣している職員の帰任する職員旅費が不足しましたことから、7万3,000円を流用しているというものでございます。

続きまして、ナンバーの24になります。決算書の246ページから247ページになります。継続事業で、13款職員費1項2目、事業決算名が職員研修費になります。当初予算が147万3,000円に対しまして、3月の整理予算で17万1,000円を減額、流用で、先ほど説明した7万3,000円ですけれども、こちらから流用で減額をして、予算現額を122万9,000円とし、支出済額を119万2,926円、不用額が3万6,074円、執行率が97.1%となります。事業の目的、決算内容は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバーの25、決算書の246から247ページになります。継続事業で、13款職員費1項2目、事業決算名が職員厚生費になります。当初予算326万6,000円に対しまして、3月の整理予算で71万8,000円を減額し、予算現額を254万8,000円とし、支出済額が253万3,980円、不用額が1万4,020円、執行率は99.5%となっております。決算内容は記載のとおりとなっております。

最後になります。ナンバーの26、決算書の247から249ページになります。継続事業で、14款予備費1項1目、事業決算名が一般会計予備費になります。当初予算が500万円に対しまして、94万7,000円を充用し、予算現額を405万3,000円としております。事業の目的、決算内容については記載のとおりとなっております。

共通様式は以上でございます。

続きまして、追加の資料がございますので、説明をしたいと思っております。

様式の2の説明をしまいたいと思っております。

平成30年度、予算の流用、5万円以上及び予備費の充用の状況でございます。

総務財政課、2件ありまして、流用については、相互交流派遣職員の旅費として7万3,000円となっております。流用元は13款1項2目の旅費で、流用先が同じ科目の旅費となりますが、予算不足のため、職員の研修費の一般

研修職員の旅費から職員諸費の相互交流派遣職員の旅費へ流用ということになってございます。先ほど一部触れましたけれども、七飯町のほうから北海道のほうに職員を2年間の予定で派遣をしてございましたが、ちょっと体調が悪くなりまして、1年で帰任する、1年で帰ってくるということになりました。その帰任するための旅費が当初予算では組んでおりませんでしたので、その不足する分を流用したというものでございます。

2件目の流用につきましては、派遣職員の給与費の負担金ということで、流用の額が34万8,000円となります。流用元が13款1項1目で共済費、流用先が13款1項1目19節の負担金・補助金及び交付金ということになります。こちらについては、北海道のほうから七飯町に来ていただいている北海道からの派遣の職員の給与部分については北海道で払うのだけれども、七飯町のほうから負担金としてお支払いをすることになってございます。当初予算で組んでいたのだけれども、平成30年度の人事院勧告がございまして、その分で、勧告で給与が上がりまして、その分、予算が不足したことから、34万8,000円を流用したというものでございます。

それでは、本日、追加の資料として提出いたしました資料について説明をさせていただきます。

まず、追加の資料ですけれども、きょう、朝に一度、追加の資料の報告を、こういう資料が必要ですよといただきまして、12時半にも資料の要求をいただきましたけれども、その2回目の資料要求につきましては、ちょっと時間がなくて、今回、提出することができませんでしたので、それについては追ってまた、資料を作成次第、説明にまいりたいと思っております。今回は1回目の資料要求があったものについて説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、説明をしたいと思っております。

まず、平成30年度の入札の執行の状況ということで、契約の方法として、指名競争入札と

して、総務財政課としては全部で12件があります。

具体的には、この書いているとおりになりますけれども、右の備考の上のほうに、契約の内容とか種類を書いておりますけれども、物件の借り入れ契約が1件、その他の契約の修繕が2件、その他の契約の委託が6件、次のページになりますけれども、財産の買い入れとして、燃料の購入になりますけれども、これが3件ということで、全部で12件ということでございます。

次に、平成30年度の寄附金の項目別の内訳としてでございます。歳入の項目としては、17款1項1目寄附金、総務費の寄附金となっております。内容としては、ばんだい号の慰霊碑の管理費として3万円となっております。寄附者の住所、氏名になりますけれども、記載のとおりということでございます。こちらについては、毎年、ばんだい号が遭難しました7月3日に、日本航空の役員等がいらっしゃって、その際に、町に対して3万円寄附をいただくということで、例年いただいております。ことしについても、役員の方、8名が来てということで、ことしはそういう状況となっております。

続きまして、3枚目になります。平成30年度以降の町債の借入予定表ということで、資料提供させていただきます。

左のほうに歳入の予定額とございまして、内訳として、普通建設事業費、その下に臨時財政対策債ということで、それぞれの歳入予定額の合計と、借入予定額の内訳を年度別に載せてございます。元年度予算から10年度までの予定額として載せてございます。この中で、普通建設費の事業費については、毎年このぐらいの事業債を見込んでいるということでございます。令和3年度に、大きく10億円となっておりますが、ここはまだ金額についてはしっかり確定しているわけではございませんが、防災行政無線デジタル化の整備費といいますか、事業費が約6億円、7億円ぐらいかかるだろうということで、その数値も見込んでございます。令和

4年度以降につきましては、先日の本会議の中でも副町長が答弁申し上げた際に、公的施設の中でも老朽化が激しい施設もありますので、そこも少し事業費として載せていかなければならないということで、大体令和4年から令和10年までの間で、総体、40億円程度、そのぐらい見込んでおります。そのほかに、単年度ごと、4億円ぐらいは、例えば今までも継続してやってございます町営住宅の改修だとか、土木課で持っております町道の整備、道路だとか橋梁の整備部分で、単年度、4億円ぐらいずつを見込んでございまして、それを足した額が令和4年度以降が6億7,000万円というような見込みを立ててございます。

続きまして、下のほうの2番目になります。

平成30年度以降の町債の償還の予定ということでございます。公債費の予定額としまして、内訳の一番上は平成30年度までの借入済額分ということで、これは確定した分でございます。次が、元年度以降の建設事業費の借入分の見込額、その次が、元年度以降の臨時財政対策債分の見込みというところでございます。その下が、公債費予定額のうち元金償還分が幾らかというものを数字を載せてございます。その下が、公債費の予定額のうち、利子償還分が幾らですよということで載せてございます。

資料の説明については以上でございます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質問のある方。

上野委員。

○上野委員 今説明いただいた、共通資料のナンバー19なのですけれども、これでその年の、平成30年度の支出済額が11億円を超えるという支出になっております。この11億円、単年度にしては非常に大きな金額になってきているわけですが、この償還の先といいますか支出先というのは、事業内容としてはどんな内容にこの11億円が支払われることになっているのか、それについてまずお伺いしたいのですけれども。

○川村委員長 総務財政課長。

○ 倍楼総務財政課長 この分につきましては、今までずっと事業をやった中で、借りたものの元金の償還分として、単年度で、平成30年度で11億円の金額となっております。詳細の全部といいますと、今まで借りた分の全部を出すということになりますので、今、書類としては持っておりませんが。

○ 上野委員 よろしいです、そうしたら。細かいいろいろな事業が次々と支払いの対象になっているということですね。

それでは、平成30年度にこのように単年度で11億円を超える償還の支払いがあったということであれば、町の、その時点で、平成30年度の基金残高といいますか、これは今回、提出されました決算の参考資料の12ページにある金額がそうなのかどうか、ちょっと確認をしたいのですが。

○ 川村委員長 総務財政課長。

○ 倍楼総務財政課長 それでは、この黄色い冊子の平成30年度決算、参考資料の12ページが基金残高の状況ということで、こちらにつきましては、基金会計年度末ということで、3月31日現在の基金の数字を載せてございます。これで全部の会計でいくと18億3,700万円ということになります。

ただ、その次に、資料の32ページをごらんいただきたいと思います。32ページ、こちらは年度ごとの、3月31日と、出納閉鎖が、4月、5月かかって、5月31日が出納閉鎖末となりますので、その現在のそれぞれの基金、こちらは12ページにある育英基金だとか介護保険の財政調整基金の金額は入っておりませんが、一般会計で持っている基金について整理したものになりますけれども、これでいくと、右のほうから二つ目を見ていただければと思いますけれども、令和元年5月31日現在の基金残高としては13億1,400万円ということになります。

○ 川村委員長 上野委員。

○ 上野委員 基金残高が平成30年度で13億円ちょっとという形になっているということなのですが、今出された資料には、今後の償還の

計画などが載っておりますので、町の今後の計画については、ある程度、この資料で推測できますけれども、要するに基金の繰り出しだけではもうやっていけないというようなことで、借入金をふやしながら、借入しながら償還の対応をしていくという内容だということではないのでしょうか。

○ 川村委員長 総務財政課長。

○ 倍楼総務財政課長 まず、基金につきましては、この間、いろいろな事業をやらせていただきまして、基金についてははるかに減ってきたということになります。この基金につきましては、標準財政規模、七飯町としては約70億円となっておりますので、最低7億円は、これは何かのために残しておかなければならないという中で、そういう計画をさせていただきます。

町債については、これから、先ほど少し触れましたけれども、事業をやる際に、どうしても基金を使わないような形でいきたいということで思っていますので、そこは起債を借りながらしていきたいと。事業をやる際には、やむを得ずそういうような形になっていくと思っております。ただし、お金を返す以上にまた借りてしまうと、町債の残高がふえていく一方になりますので、町債を借りるのですけれども、返す額より少なく借りていって、だんだん町債の残高を少なくしていきたいという計画のもとに、そういう事業をやってきたいなところだと思っております。

以上です。

○ 川村委員長 上野委員。

○ 上野委員 そうしますと、基本的に町は、基金としては7億円を維持しますよと。そういう中で、7億円を維持するためには、さらなる借入金も考えながら当面はやっていくということなのですね。その確認だけ。

○ 川村委員長 総務財政課長。

○ 倍楼総務財政課長 起債は、やっぱり事業をやる上で、歳入が足りなければ、起債によって事業をしていくというのは、それはしていかなければならないと思っております。ただし、やっぱりこれ以上多くというか、今、結構14

0億円ぐらい、起債の残高としてはありますので、起債を借りるのですけれども、それを少なくする形で借りていくといいますか、借りるのですけれども、返す以上にふやさないような使いかた、借り方をしていきたいというように考えてございます。

○川村委員長 上野委員。

○上野委員 そうしますと、今出された資料は、そういう基準で今後運営するという内容での計画だということによろしいのですか。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 その計画、その方針に沿ってこういう表をお出ししております。

○上野委員 わかりました。終わります。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

田村委員。

○田村委員 今の資料の関係ですけれども、元年というのは、平成30年ですよね。違うのですかね。（「31年だ」と呼ぶ者あり）元年の予算というのは31年の予算ということなの、元年予算というのは、これの。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 令和元年になりますので、平成でいうと31年の予算になります。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうしますと、ことしの予算という、借入金の予算が14億3,500万円で、返す予定が12億2,100万円ということなのですけれども、申しわけないですけれども、単年度、単年度のは十分理解できるのですが、累計というのですか、借り入れの累計をできれば載せていただくことによって全体像が見えてくるということで、それと、公債費のほうも、やっぱり累計で、これから、今、112億円だけれども、2年後からは15億円にふえるとか、あるいは10億円まで下がるとかというのが見えてくると、それなりの議会も議論ができるのだけれども、こうやって単年度で出されてしまうと、なかなか先が読めなくて、議論ができないということがあるので、できればちょっとつけ足して、新たな資料として何とかお願いしたい

と思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 大変説明不足な資料を提出してしまって大変申しわけございません。今の意見を取り入れまして、また再度、別な資料もございまして、その際に、今の御意見に沿った資料を作成して、説明に来たいと思います。

○川村委員長 まずちょっと諮ります。

今、田村委員から申し入れのありました累計の資料も追加でまた委員会としてお願いするという形でよろしいですか、皆さん。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 つけ加えますけれども、一時借入金もありますよね。30年度は一時借入金の利子が247万1,000円ついている。そこら辺ももしわかるのであればつけ加えてお願いしたいと思います。

それと、これはこれでいいのですけれども、あと何点か、ちょっと教えていただきたいのですが、まず、この項目でどこに該当するか、私、ちょっとわからないのですけれども、まず、人事評価制度の運用ということをして30年度、掲げていますけれども、これについての予算が237万6,000円という、わかりますか、これを見て。これが実際、どういうふうなことできて、これは毎年このぐらいずつかかってきているのか、それだけのお金をかけないと人事評価というのができないのかどうか、そして、どういったような、もう3年くらいになるのではないかと思うのですよね、やって。評価がどういうふうになっているかということと、それからもう一つ、どこに該当するかわからないですけれども、地方の公会計の整備ということで、平成27年あたりから国のほうでは実施しなさいというようなことで言われていますけれども、64万8,000円、予算計上しておりますけれども、この部分について、いつからやって、今どういう段階にあるのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、きのうもちょっと話を出しました

けれども、第5次の行革なのですが、32年度で終わりなのですから、順調に推移しているかどうか、目標に向かってですね、それをちょっと教えていただきたいということです。

それから、もう1点、最後になりますけれども、指定管理者制度、これもずっと長年やってきていますけれども、恐らくまだ庁舎内の中では指定管理者制度に移行できていないものがあるのではないかと思うのですけれども、平成30年度末では何件残っているのか、実際、移行できないでいるのか、それがもしわかれば教えていただきたいと思います。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 まず、人事評価制度の運用でございます。これについては、毎年このぐらいの金額をかけているということで、今の町職員の人事評価ということで、毎年、当初、4月ぐらいに、自分がどのような業務をやっているか、どのような目的を立ててやっていくのかというような計画を立てることになります。それを私も課長とかがその目標を見て、それをいいのかどうか、もう少しこういう目標にしていったらいいとかというのを話をさせていただいて、年度の目標を決めるようなシステムになっています。

中間月である9月ぐらい、半年ぐらいたったときに、中間の今の進捗、目標を立てたものに対してどのようにそれを取り組んできたか、どのぐらいの達成をしているのかということ、職員個々が精査をして、その時点での目標に対する達成率を整理すると。それを管理職に上げて、それについて、その達成率がどうか、達成が進まなかった場合には、進捗率が悪い場合には、どこが課題となっているか、そういうものを整理して、中間の整理というか、目標に対する進捗の整理をします。

期末になります3月には、1年間かけて、自分が4月に立てた目標に対して、どのように達成してきたのか、達成できなかった点はどこかというところなのかというところを整理をして、評価を出す。それは管理職のほうに個人が出して、管理職のほうで、それで目標が達成し

てからどういうふうになっているかというのを個々に、各個人ごとに評価をしていくというか、人事評価をしていくというようなつくりになっております。

今、七飯町のほうで事業としてやっている、この金額に係るものについては、みんなそれぞれ職員はパソコンを持っていますので、その中で、会社のほうでウェブの中でそういう人事管理システムといいますか、人事評価のシステムを搭載しております。搭載することによって、みんなが同じような様式でやっていくということで、それをシステムとしての委託料と、プラス、例えば9月だとか3月とかに、業者のほうに来ていただいて、まだ人事評価というのが十分に浸透していない部分もありまして、講習会、研修会をしていただいて、人事評価というのはこういうものだよと、自分の能力を開発する、育成するために必要ですから、こういうものやってみましょうというような、会社のほうに来ていただいて、研修会をして、精度を上げていっているというところのものでございます。

続いて、資料にある公会計の関係でございます。黄色い参考資料の中に、41ページからになります。財務会計書類ということで、この表をつくるに当たって、こういう地方公会計の整備ということで、今回はここに、先ほど説明していた記者発表の資料では64万8,000円ということになってはいますが、実績として63万7,200円を支出しているということでございます。ですので、これは毎年度、資料として作成することになりますので、支出が発生するというものでございます。

その次になります。行政改革大綱の推進ということで、28年度から32年度までの実績ということでございます。10月にも、今、職員のほうの行政改革推進本部ということでやらせていただきます。去年なども、手数料の見直しということで、草刈り条例の手数料見直しだとか、合併浄化槽の補助金を少し見直しをするだとかということでやらせていただいております。また、高齢者のお祝いのほうも少し削らせ

ていただいたところでございまして、また来年度以降は、例えば手数料の見直しだとか、手数料の見直しについては、今まで決まったものがなくて、必要なときにやっていたというような私も認識なのですけれども、北海道がやっている、例えば北海道は3年に1回、手数料、使用料については定期的に見直しをするというところで行っておりますので、七飯町においても、利用者負担の観点から、適正な価格を使用料としていきたいという考えのもと、そういうふうを考えているところでございます。また、遊休地の売り払い等についても、今後、七飯町のほうで使用しないような遊休地については売り払いをしていくと。今までもやってきたところでございますけれども、そういうものは進めていきたいというところでございます。

達成度合いということで、田村委員のほうからお話がありました。なかなか今、数字で、こういうのをやってきましたよということでお話し申し上げましたけれども、金額で、ちょっと今、手元にどのぐらいというのはございせんが、まだまだ本当に行革としては足りないというところで思っております。それはもう少し突っ込んで今後もやっていかなければならないと思っておりますので、今のところはそういう答弁で、大変申しわけありませんけれども、そういうところでございます。

最後になりますけれども、指定管理者制度の移行施設の推進ということで、こちらのほうにつきましましては、政策推進課のほうの所管となりますので、ちょっと私のほうからは答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○川村委員長 総務部長。

○釣谷総務部長 政策推進課のほうの答弁ということに所管はなるのですけれども、実際、指定管理の部分につきましましては、やれるだけのものはやってきていて、もう手詰まりというか、ではこれはというには、強いて言えば、例えばアップル温泉だとか、ああいうところはどうなのだというところの議論というのはもう出尽くしてしまっていて、結局、今の状態では指定管

理に出せないという結果が出てしまっているわけです。そういう意味では、やれるのにやっていないみたいな、結局、進められるのに進めていないというような状態のものは、もうある意味、手詰まり状態であると。それこそ新しくできた道の駅の関係だとか、そういう部分というのは初めから指定管理に出していくという考えで物事をやっていますので、今までの部分の中では、これ以上のものはあるかなというところはちょっと、古い分といいますか、新しい分ではなくて古い分の中ではここまでかなというところはちょっと思っているというところで御理解いただきたいと思っております。なかなか、やってみたのですけれども、現実問題、昔でいう委託という、そののところとはやっぱり違うのですね、指定管理者は。それになじまない部分というのもあって、子育ての部分などでの学童などは、結果的には、一度指定管理に出したけれども、やっぱり直営に戻っているという、そういう実態もございますので、そのところで、今の現状がそういう現状だということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 公会計の関係で、41ページに出ていますということで、これを読みますと、26年にということで、28年度決算分から、総務省から全国の自治体に、こういう形でやってくださいという要請があつて、経理全体をやるという意味合いではなくて、これでも構わないのだという理解なのか、これで構わないというものに対して、64万8,000円のお金をかけているというのは、ちょっと私は理解できないのですけれども、システムにしても、1回入れてしまうと、大体それなりに動くのではないかなと思うのですけれども、私は、全体の今の、単年度というか、今の行政の会計システムから、こういうバランスシートだとか、公会計のこういうものに移行するものだと私は思っていたのですけれども、そうではないという考え方なのではないでしょうか。まずそれ1点。

最後に、もう一つ、どこかわからないのですけれども、人権の花運動、何か10万円予算を

つけて、それを実施、どのぐらいの規模で実施したか、それをあわせて。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 それでは、今の公会計のほうから説明してまいりたいと思います。公会計のほうで、七飯町のほうで28年度から導入したということでございますけれども、今の財務システムというか、七飯町の会計のシステム自体は、その以前から入ってございまして、それを運用しているところでございます。この公会計が入ったときも、七飯町のほうで、会計の中でできればということで話をさせていただきましたけれども、結構多額な金額が必要となったということから、こういうふうに出先で、システムで、今のシステムにしないで、こういう安価なほうを選んだということでございます。

続きまして、人権の花の関係になります。人権の花運動につきましては、平成30年度は大中山小学校でやっているのですけれども、小学校にプランターと花と、人権の花シールというのがあるのですけれども、そういうものを配って、30年度の実績としては8万930円の支出がございまして、各小学校ありますけれども、順番に回ってございまして、ことしについては峠下小学校でやらせていただいております。大体そのぐらいの、10万円の予算内でやらせていただいているということでございます。それについては、これの共通様式の1ページにございまして、人権啓発活動活性化事業委託金ということで、7万5,000円をいただいていると。その中で、少し町費が多くなっておりますけれども、事業を行っているというものでございます。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

平松委員。

○平松委員 こっちの本のほうで、一般の55ページ、委託料で、例規類集データ更新委託料

というものが318万円を筆頭に、いわゆる委託料というのが65ページにも相当出てきています。総合行政情報システムだとか、庁内LAN運用支援業務委託料だとか。それで、総合行政情報システムというのは、これは国の都合で変わるということですね。かかるお金は来るということは前に議会で聞いていますので、いいのですけれども、いわゆるソフトウェア、一番最初にうちの庁内に入れるときというのは、一つしかないものを入れているのか、幾つかのシステムがあって、入札をして、選んでやっているのかということがまず1点と、毎年毎年、この委託料がかかってくるのですけれども、これは向こうが請求してくる金額をただ払うだけで、例えばどこかの会社などに、そのソフトウェアは著作権があるので、ほかの会社が多分使えないとは思いますが、ソフトそのものを入れかえたら何百万円も安くなるのではないとか、そういう点検というようなことをやれるものなのか、やれるとすれば、これからやっていくということも行政改革の中で考えられるのかということもまず1点、ソフトウェアのことをお聞きしたいなど。

ぼんと話が飛びますけれども、57ページの中に、現行法規等使用料とありますけれども、これは何かインターネットで使用料を払いながら新しい法規をとっているということなのか、その確認です。

それから、63ページの中に、庁舎の修繕料が399万3,000円とあるのですけれども、これ、何を修繕したのかを教えてください。

それから、共通様式の一番最後なのですけれども、ナンバー26、昨年地震が発生したときに、道の駅では停電で、仮設のトイレを設置したということですが、防災拠点としてつくったはずなのですけれども、今さらくどくどくと言ってもしょうがないのですけれども、これ、停電で何がダメだったのですか。トイレそのものが動かなかったのか、浄化槽が動けないうえに、この仮設のトイレが必要だったのか、その辺、ちょっと詳しく説明をしてくださ

い。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 済みません、時間がかかってしまい、申しわけございません。

まず、決算書の55ページにある例規類集のデータ更新委託料ということでございます。これは、今、大体そういうデータを取得するのが、パソコンで取得してございます。七飯町の例規集、条例、規則だとか、例規集をパッケージでデータ管理してもらっております。プラス、国の法律なども見られたり、ほかのまちの状況なども見られるような、パッケージでそういうものがありまして、それは株式会社ぎょうせいというところと、今、七飯町はやってございまして、そのデータ、法律も毎年というか、常にいろいろなものが変わっている、また、七飯町の条例、規則についても、常に変わっていくというもの、最新の状況にしながら、私たちは常に新しいものを確認しながら行政運営していくということになりますので、そういうものでこのデータ更新委託料ということでかかっているということで御理解をいただきたいと思えます。

次に、57ページにある現行法規の使用料ということでございます。これも、今までは関連法規といいますか、法規のQ&Aではないですけども、質疑応答集みたいなものが冊子でぽんとありまして、加除については自分たちでやるのか、法律屋さん、ぎょうせいだとか第一法規とかとあるのですけれども、その出版元の担当者が来て加除をするというような形になっていたのですけれども、今はそれもウェブの中で最新のやつが見られるのです。そのやつを、ウェブで見られるやつを更新というか、使用料、それを見るための使用料ということでなっております。

続きまして、庁舎の修繕料、399万円、何にかかったのですかというところでございます。まず、大きなもので二つありまして、役場庁舎の放送設備の取りかえということで、スピーカーというか、その本体、電話交換室にあるのですけれども、その本体が非常に古くなっ

てしまって、その取りかえ修繕が214万9,600円でございます。また、高圧気中開閉器交換といいまして、道道のところ、電柱のところ、北電の本線からこっちに電気の線を引っ張っているのですけれども、七飯町の役場の中で、電気関係で何かトラブルがあって、それがショートして停電が、この機械がなければ、ちょっとここら辺の周辺に影響があると、与えてしまうということで、こういう高圧気中開閉器というのを設置するのですけれども、それも経年劣化により相当古くなりましたので、それを交換、修繕ということで91万8,000円と、大きくはこの2点となっております。

この26ページについては、予備費の流用の関係で整理したものとなっております、実際の使用先は商工観光課になってございますので、そちらのほうで確認いただければと思います。

以上です。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 ソフトウェアを更新していくのにお金がかかるというのは、それは十分承知をしています。1回入れたものをずっとやっていかなければだめな可能性は極めて高いですけども、いろいろな会社がやっているはずなのですよね。だから、例えば途中で、これだけ、10本なら10本分くらいをまとめてあなたの会社でやったら幾らくらいになりますかとか、そういう見直しとかというのは今までやっていないものなのか。入れたら、また入れかえるのは大変だという思いで、多分、変えてはいないと思うのですけれども、こういう競争社会ですから、入れかえるときは意外と安く入れて、年間のランニングコストで食べていくというのが、いわゆるIT業者の飯の種ですから、だからどこかで見直しをして、少しでも安くなる方法というものを探るべきではないかなと常々思っていたのですけれども、そういうことというのは難しいのかどうか、そこをちょっと聞いたかったです。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 今、私どもが委託費とし

て持っているのか、機械とかではなくて、ソフトを使うというところのものでございまして、それについてはそんなに、例えばさっき、法律の話をしたけれども、そんなに会社としては多くないのです。七飯町としても、今、取り引きをしているのが株式会社ぎょうせいとか第一法規だとかという、本の出版会社とかになっておりまして、そこが、今、平松委員のおっしゃるような視点でちょっと考えていなかったのですけれども、それができるのであれば考えていきたいなとはちょっと思ったのですけれども、それができるかどうかというのが、まだ今の段階でちょっと不透明というか、お答えできませんので、できるものであれば、それが将来的に七飯町の財政を減らすということで、今までと同じようなソフトが提供していただけるといふものであれば、今後、検討していくことはできると思っております。ちょっと答弁になっているか……。

○川村委員長 総務部長。

○釣谷総務部長 私のほうから答弁させていただきます。課長、ちょっと勘違いしたかもしれない。

平松委員のおっしゃっているのは、役場の基幹の部分の総合システムの話ですか。

○平松委員 いや、総合システムだけではなくて、いろいろ。

○釣谷総務部長 まずは、一つ、今、一部としては課長の言っていました、ある意味、ぎょうせいさんだったりとかの書籍部分で、法律関係、どんどんどんどん変わっていくというもので、今は紙、ペーパーものではなくて、どんどんインターネットを使った使用料みたいな形で常に新しいものをという、今はもうそういう時代、うちの例規集は1年に一遍しかペーパーものは出てこなくて、だけど中身はいつも私どものパソコン上では常に新しいものになっているという、そういう時代ができるものといって、業者の、ある意味、制約のあるところ。

それともう一つ、先ほど全部含めてということであれば、七飯町で使っている基幹部分のシ

ステムという部分についても、ある意味、それも含めてということですので、ただ、それにつきましては、百何十人という職員がそのシステムを使ってやってきて、もう古くてふぐあいがあって、そのシステム自体が更新もしていないということであれば別ですけども、どんどんそんな部分も新しくシステムもなってきたり、対応も、国からの関係の対応も、法改正に関する対応もしているとか、そういう部分からいくと、そうむやみやたらに、ものを買うみたいなような形で、どっちがいい、新しいほうがいいとかというような、そういうような比べというのは単純にはできないものというふうに思っております。

そういうところも含めまして、変えられるものと変えられないもの、簡単に変えられるものと変えられないものというふうに認識してございます。ただ、一つの提言として、そういう見直しもしたらどうだというような提言としては承りたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 質問というより提言になるかもしれませんが、ビル管理であれば、ビル管理会社というものが存在しますよね。エレベーターから電気から水道から下水から、全部その会社が委託でやっているという、それと同じように考えてもらっていいのですよ。いろいろなソフトウェアを、そこに預けておくと、その会社を通してやってくれるということで、いろいろな会社にそれぞれ契約するよりも安くなるというケースもあるはずなのです。その辺をちょっとお時間あるときに見直していただければなと思っております。

以上です。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 公会計の部分で、決算と関係ないと言われてしまうとあれかもしれないですけども、貸借対照表の中に、流動負債の中に預かり金とあるのですけれども、これ、町の場合

の預かり金というのはどういう内容になるのだろうかなど、ちょっと済みません、勉強不足で、教えてもらいたいなというところと、ちょっと貸借対照表に出てくる中で、建物の減価償却累計額、相当な額、載っていますけれども、あと、固定負債のところから退職手当引当金とか載っていて、これの、ソフトか何かでやっているのだから、償却漏れだとかそういうことではないとは思いますが、この数字が検証できるような計算式とか、何かそういうもの、退職引当金であれば、何人の職員がいて、その何割を負担とか、そういう考え方のものとか、この数字が妥当なのだよと検証できるようなもの、何か簡単にお示しできれば、資料請求とさせていただきたいなと思うのですが、余りちょっと量が多いとかデータが多いところはあれなのですけれども、一応この決算書の後ろに載っている資産の建物の財産に関する調書の建物の部分というか、その内容について、個別にどの建物が幾ら償却累計があるというような形で出してもらえれば。だからどうだというわけではないのですが、お願いします。

○川村委員長 総務財政課長。

○倍楼総務財政課長 大変申しわけございません。ちょっと細かい数値の根拠については、今、その資料を持ち合わせておりませんので、次の機会に、少し説明できるような状態にしていきたいなと思います。ただ、今、私どもで、皆さんも持っているこの決算書だとか、この資料の中で説明する数値以外のものの積み上げの場合もありますので、できるだけ説明できるような状態で来ますけれども、全部が全部説明できないかもしれませんので、その際は御容赦いただきたいと思います。

○川村委員長 今の若山委員の質問に対しての資料要求というのか、それは、今、課長のほうで説明した範囲で、また後日、説明してもらおうということではよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)。

○川村委員長 そういう形で、後日、またお願いいたします。

若山委員、それでよろしいですか。

○若山委員 了解です。

○川村委員長 では、ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。

総務財政課長、総務部長、お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時53分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

まず、情報防災課の審議に入る前に、横田委員と中川委員のほうから早退の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、情報防災課の審査を行います。

情報防災課長、総務部長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基いて、説明のほう、お願いいたします。

具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

それでは、情報防災課長、お願いします。

○若山情報防災課長 初めに、様式のナンバー1、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、事業決算名、総務公用車管理費から説明いたします。主な事業内容は、一元管理している公用車12台に関するものでございます。当初予算393万3,000円、補正予算額13万円、予算現額計406万3,000円に対し、支出済額は368万1,638円、不用額は38万1,362円、執行率は90.6%です。事業の具体的な内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、様式ナンバー2、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、事業決算名、町有バス管理費でございます。事業内容は、町有バスあかまつに関するものでございます。当初予算額1,147万5,000円、補正予算額72万3,000円の減額、予算現額計1,075万2,000円に対しまして、支出済額が1,0

24万5000円、不用額は51万1,950円、執行率は95.2%でございます。事業決算の具体的な内容、補正予算の歳入に関しては記載のとおりとなっております。

また、流用の状況についてなのですが、資料、ちょっと飛んで申しわけございません。資料2の予算流用及び予備費充用の状況をごらんください。様式の2段目と3段目に、本事業での流用が記載されてございます。需用費から備品購入費と公課費に流用しておりますが、備品購入費はバッテリーの電圧低下がございまして、流用して購入させていただきましたが、公課費につきましては、予算計上が漏れていたための流用となっております。予算編成時のときのチェックが不足していたということで、反省してございます。申しわけございません。

続きまして、共通資料に戻っていただきまして、ナンバー3です。2款総務費1項総務管理費6目電算管理費、事業決算名、電算管理費です。主な事業内容は、電算システム等の管理運営に係るものでございます。当初予算額1億1,237万2,000円、補正予算額4,158万3,000円、予算現額計1億5,395万5,000円に対しまして、支出済額1億4,339万6,649円、翌年度繰越額166万9,000円、不用額888万9,351円、執行率94.2%でございます。繰り越ししている額は、令和に変わる元号改定のためのシステム改修の委託料となっております。事業決算の具体的な内容については記載のとおりですが、不用額につきまして、使用料及び賃借料で664万8,000円程度と大きくなってございますが、これは総合行政情報システムの利用料について、額の確定が年度末となってしまいまして、減額補正が行えなかったという状況でございましたが、もう少し精査して、整理予算の補正をすべきだったと、こちらもちょうと反省してございます。申しわけございません。

続きまして、共通資料ナンバー4になります。2款総務費1項総務管理費6目電算管理費、事業決算名、光ケーブル設置管理費でございます。事業内容といたしましては、藤城、峠

下、大沼地区に整備してございます光ケーブルの管理費となっております。当初予算445万円、補正予算額1,214万8,000円、予算現額1,659万8,000円、支出済額738万1,436円、翌年度繰越額907万2,000円、不用額14万4,564円となっております。事業決算の具体的な内容、補正額、歳入については記載のとおりでございます。繰り越しした内容は、国道5号線の西大沼の道路拡幅に伴う電柱の移設工事等が翌年度まで事業を繰り越しているということで、予算を繰り越してございます。

続きまして、様式5、9款消防費1項消防費1目消防施設費、事業決算名は消防施設費でございます。事業内容は、七飯消防運営のための負担金でございます。当初予算額5億8,146万2,000円に対しまして、予算現額計、支出済額も同額となっております。執行率は100%となっております。

続きまして、様式ナンバー6です。9款消防費1項消防費2目災害対策費、事業決算名は災害対策費でございます。事業内容につきましては、防災に関するものとなっております。当初予算額525万7,000円、補正予算額88万9,000円、予算現額計が614万6,000円、支出済額は596万6,774円、不用額が17万9,226円、執行率は97.1%となっております。事業決算の具体的な内容、補正予算、歳入については記載のとおりとなっております。

次に、資料ナンバー、様式の7番、9款消防費1項消防費2目災害対策費、事業決算名は防災無線施設管理費でございます。事業内容は、防災行政無線の維持管理に関するものでございます。当初予算額447万円、補正予算額776万円、予算現額計が1,223万円、支出済額が635万5,885円、翌年度繰越額564万5,000円、不用額22万9,115円、執行率96.5%でございます。翌年度繰り越ししておりますのは、防災無線の実施設設計が2カ年にわたってございますので、その部分を繰り越してございます。事業決算の具体的な内容、補正

は記載のとおりでございます。

最後に、様式ナンバー 8 番、9 款消防費 1 項消防費 2 目災害対策費、事業決算名は国民保護対策費です。事業内容は、国民保護協議会委員の報酬、費用弁償、また、J - A L E R T と呼ばれる通報装置の保守費でございます。当初予算 2 8 万 4, 0 0 0 円、予算現額も同額の 2 8 万 4, 0 0 0 円、支出済額 2 3 万 7, 6 0 0 円、不用額 4 万 6, 4 0 0 円、執行率 8 3. 7 %。事業決算の具体的な内容は、国民保護協議会が開催されてございませんので、報酬及び旅費の支出はございませんでした。その他の内容は記載のとおりでございます。

それでは、様式 2 の予算の流用につきましては、3 0 年度は 3 件ございました。

先ほど説明いたしましたバスの 2 件に加えて、電算管理費の旅費で、コンビニの証明書につきまして、制度が変わって、旧姓を印字できることになったことから、東京にあるコンビニの証明センターというところで、全国にあるコンビニ交付のコピー機みたいなものが置いてあるセンターがあるのですが、そのところでテストをしなければちょっと出せないということになってございまして、それを当初予算等で見込んでございませんでしたので、流用して執行させていただきました。先ほどと重複いたしますが、あかまつ 1 号のバッテリーの電圧低下に伴って、バッテリーの購入をしたということと、あかまつの自動車重量税の予算が確保されておらなかったということで、流用させていただいたところでございます。

そのほかの該当する様式はありませんでした。

追加要求されました入札執行の状況は、配付のとおりでございます。

以上でございます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑のほうを行います。

池田委員。

○池田委員 済みません、二つだけ。

ナンバー 6 の無線技士講習ということで、無線技士というのは一般の方ですか、それとも役

場の職員の方の講習をしたのか。

それともう一つ、ナンバー 4 の光ケーブル、今、これ、藤城、峠下、大沼地区、やっていますけれども、あとどのくらいかかるのかなど。これがまだかかるのと、それから、全町にこのケーブルを配布する予定があるのか。お願いします。

○川村委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 まず最初に、光ケーブルのほうから説明申し上げます。まず、どのくらいかかるのかということなのですが、整備自体は平成 2 1 年度に終わってございまして、その管理費になります。ナンバー 4 の様式を見ていただければ、まず、光ケーブルの保守委託料といたしまして、N T T に保守の委託をさせていただきますので、それが 1 4 万 3, 0 0 0 円程度です。あとは、使用料、賃借料につきましては、北電柱や N T T 柱を借り上げて光ケーブルを敷設してございますので、その借上料。あと、負担金、補助及び交付金ということで、工事の負担金なのですが、北電とか N T T 柱を借りて、七飯町で立てている自営柱もあるのですが、それが道路拡幅等で移動する場合は、七飯町の負担でケーブルを動かさなければならないので、その負担金となってございます。事業自体は完成してございますので、これから藤城、峠下、大沼をさらに整備を高めていくということではなく、現在できているものにかかっているお金でございます。

あと、全町的にという話ですが、この前の、きのうの議会ですか、一般質問の中で、稲垣議員から質問ございましたときにお答えしたとおり、今、鶴野と豊田につきまして、町内では光ケーブルがない状態です。町でそこを敷設して、藤城、峠下、大沼のように整備するという方法もあるのですが、大体総延長で 3 5 キロ程度、光ケーブルを張りめぐらさなければならなくて、ざっと予算というか事業費を計算したら 9, 0 0 0 万円程度かかるのです。ただ、同じ町内の中にいながら、インターネットが十分に使えない区域があるところがあるというのは、やっぱりこちらのほうも気にしてはございませ

た。

ただ、一般質問のお答えのときも言わせていただいたのですけれども、最近、よく聞くポケットWi-Fiとか、携帯電話の電波を使ったインターネットなのですけれども、あれが結構高速になってきてございまして、光と遜色ないとは言いませんけれども、一般的にインターネットを使うような環境の速度にはもうなってきたというところで、町からは改めてそこは整備していくというよりも、そういう新たに出てきた、そういう携帯網の無線に関して、それでインターネットをやっていただくと。金額もそんなに高くないので、そちらをやっていただくということと、引き続き今までもNTTには、ちょっとエリアを広げてくださいますようお願いはしていますので、そこはことしの4月にもさせていただきますのでございますけれども、引き続きそこはやっていきたいと思えます。町では整備する予定は今のところはございません。

ナンバー6の報酬なのですが、これはこの委員が15名おまして、その中で、報酬が発生する方、例えば民間の方、JRの社長とか、NTTの函館支店長とか、あとは町長とか開建の道路事務所長とか、振興局とかという、報酬が発生しない委員で構成されておりますので、報酬が、今回使わなかった……。 (発言する者あり)

済みません、間違えました。無線、講習は、30年度は2人、講習を受けてございます。(発言する者あり) 町職員です。町職員が2人受けてございます。

以上でございます。

○川村委員長 池田委員、よろしいですか。

○池田委員 はい。

○川村委員長 ほかに質疑のある方。

田村委員。

○田村委員 1点だけ。ナンバー6に該当すると思うのですけれども、施政方針の中では、ハザードマップを改定し、災害時には避難先を容易に把握できるよう工夫を行い、減災に心がけてまいりますという、そういう文言があるのだけれども、これはもうでき上がって、そして、

これは各町民になっているのでしょうか、ちょっと確認。

○川村委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 ハザードマップのウェブ化ということで、事業的には終了して、現在も七飯町のホームページのほうに公開されております。内容は、ゼンリンの地図の上に避難所、それから、土砂災害の警戒区域、それから、噴火の区域がわかるような図面になっております。七飯町のホームページから入っていくと、防災マップウェブということで、閲覧できるようにはなっております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 わかりましたけれども、ペーパーでなかなか、ある程度限定されると思うので、そういういざというときの、その前に、何とかペーパーで、私どものような高齢者にわかりやすいようなお知らせはできないでしょうか。

○川村委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 平成25年だったと思うのですが、これ、見たことありますか。これ、25年につくっていて、これに避難所、避難所もちょっと変わっているのですが、避難所とかハザードマップもついているものなのですけれども、これ、年数がたっているんで、ちょっと見直しの時期は当然来ていると思います。以前からも言っております、防災計画、今、今年度中に改定版をお示しする予定なのですが、それが終わりましたら、今後この防災マップ、ちょっと手をつけていこうかということで、課内ではお話しておりますので、更新して、これもあわせてまた全町民に配りたいと思って、今、計画はしてございます。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

平松委員。

○平松委員 ナンバー3のところ、さっきと同じような質問になるのですけれども、13番の委託料に電算システムの保守やシステム改修

等ということで六千幾ら、そのうちの行政システムの分が4,200万円ということなのでしょうね。残りの分が、町内にある電算システムの維持とか、そういうのにかかると思うのですけれども、14番の中の金額には、これ、パソコンだとかサーバーだとか、リース品があって、この4,600万円の中にそういうのが入っているのかと、それから、18番ではパソコンの備品としての購入費が上がっていますけれども、うちの、例えば電話交換器だとか、コピー機だとか、パソコン、サーバー、リースと購入品とはどんなふうに分かれているのかをちょっと1回説明してもらいたいと思います。

○川村委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 この電算システムの中で、リースと備品購入とどのように分かれているかということなのですが、大きくは住基や税、それから、印鑑だとか、戸籍に関してもそうですよね。それに関してはリースでやってございます。というのは、絶対とめられないシステムでございますし、定期的にやはり機械を更新していくということで、毎年の費用を平準化していくために、リース契約をして運用してございます。備品購入で行っておりますのが、事務の人方が使っているパソコンだったりとか、事務の人方が使うサーバーというのに関しては、とまったら困るものに関しては、備品で買っているのですけれども、ちゃんとバックアップもとられてという対策はとってやっているのですが、町民に直接急に影響しないようなものというのは備品購入しております。耐用年数等も、購入しているものですから、関係なく、修理できるうちはずっと修理して使っているというような状態で、大きくはそのような感じで備品とリースについては分けて運用してございます。

以上です。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 電話交換器は、そうするとどっちに入るのですかね。リースになるのかな。結構古い機械を使っているのだから、危ないのではないかなという思いがあるのですけれども、道南の自治体で、戸籍のシステムですか、共有すると

いうことで、あれを運用するサーバーがうちのサーバーールームに入っていて、バックアップは札幌か何かでとれているという話だったと思うのですけれども、うちの庁舎の中で、例えば火事があっても、札幌のバックアップは使えるのでしょうかけれども、うち自体は全然アウトになるのだよね。何か別の機械で引っ張り出せるような仕組みになっているのですか。

ちょっとお聞きしたいのは、去年、停電だったと。あのとき、議会がありましたね。議会に電気を集めて、議場の電気を、ちらちらしながらつけて、とりあえず議会は開いたのですけれども、あのときには、当然、サーバーだとか使えなかったわけでしょう。ということは、あの議会が終わった後、うちのサーバーを動かすためには、うちの発電機で間に合う状況に今もなっているのか。ちょっとこれと関係ないけれども、そこも一緒に聞いておきたいなと思ったのですけれども。

○川村委員長 情報防災課長。

○若山情報防災課長 まず、電話に関しては、リースで、ことし5年目です。なので、5年前に更新している電話でございます。だからそんなに古くはございません。

停電のときにサーバーを動かすという話なのですが、ことしの6月の議会で補正させていただきました避難所の電源強化の中に、役場の電源強化ということでも含まれておまして、その中では、庁舎の発電機からサーバー室まで、電気を発電機から引っ張るような工事をしていただくということで補正予算を上げさせていただきました。

なので、停電時は、庁舎内、結構LEDになっているというのがありますし、もともとちょっと余力があるような計算でもなっておりますので、サーバーを動かしても全然容量に問題ないということでしたから、そのような補正をさせていただいて、自家用の庁舎の発電機からサーバーを動かすと。サーバーと、窓口の機械、住民票、印鑑証明等は最低出せるような電気は確保するような工事をするということで補正させていただいてございます。

以上でございます。

○平松委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

副委員長。

○川上副委員長 全然体制に影響ない質問させてもらいますけれども、ナンバー7の使用料及び賃借料、決算で多分15万3,000円とって、400円不用額という感じなのですが、予算の段階で15万2,000円しかとっていないので、多分、1,000円、どこかから流用している感じだと思うのですが、土地の借上料が上がったのか、電波の使用料が上がったのか、途中で上がったかどうか。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

午後 4時21分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

課長の答弁からお願いいたします。

○若山情報防災課長 貴重な時間を費やしてしまい、申しわけございません。

御質問ありました、何が去年よりも上がったのかということなのですが、防災行政無線電波利用料が6万7,100円から6万8,600円に値上げしてございます。5万円以上の流用しか出てこないのですが、さっきの資料には出てこないのですが、備品のほうから1,000円、流用させて、支出させていただいてございます。

以上です。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、情報防災課の審査を終了したいと思います。

総務部長、情報防災課長、御苦労さまでした。お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時22分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 御異議なしと認め、本日の審査は、これをもって終了いたします。

お疲れさまでした。

来週、17日火曜日10時からまた行いますので、よろしく願いいたします。

午後 4時22分 閉会

